仲野 義文

はじめに

述が参考になるであろう。 江戸時代後期の石見国東部における浦方を考える上で、およそ次の記

御座候処、村方不相応ニ多人数相営侯ニ付、作場無数海川漁業又者字嘉戸塩田浦、地方者本郷字長田与四ヶ所ニ引分、江川端之村方ニ渡津村之儀者、高弐百弐拾五石余、人別凡弐千人余住居仕、海岸者

諸商交易丁持運賃船等其日儲之渡世仕候

たことではなく海岸部の浦方では共通した実態といえるであろう。を営んでいたことが述べられている。こうした状況は渡津村に限定されそのため作場がなく、よって漁業や商内、運送業などで得た日銭で生活る。これによると海岸部の渡津村では村の規模に比べて人口が多いこと、石は天保九年(一八三九)頃の那賀郡渡津村の様子を述べたものであ

村の両村役人から代官所に宛てた願書こにも、言が見られる。たとえば、天保四年(一八三三)、安濃郡波根東村・仙山ところで、この時期における村方の史料には「村方不相応」という文

国米入船無御座小前一同夫食差支難渋仕侯他国米を以夫食相凌候村柄ニ御座侯所、春以来米穀不自由、其上他安濃郡波根東村・仙山村之儀、村方不相応人別多分居住罷在、過半

提にあったことも見落とすことはできない。具体的にはたたら製鉄に代でもないが、他方でそれに耐え得る産業の発展や社会的基盤の整備が前これには銀山領における人口増加の問題がその背景にあることはいうまとあり、ここでも「村方不相応」に多人数であることが述べられている。

確立が では廻船業の活動に注目し、 であり、 取り上げて考察するものである。 資を移入するという持続可能なシステムであり、そのような流通機構の の 表されるような地場産業の進展であり、 さて、 生産物を移出し、 凌」との文言にあるような流通機構の問題である。 「村方不相応」 とりわけ当該地域にあっては江戸後期以降に活発化する。 本稿ではこのような地域存立の基盤としての流通機構の それによって外貨を獲得して、 な状態に対応できたものといえるのである。 商品流通の実態 ここでいう流通機構とは廻船業のこと ٧V ま一つには と廻船業の果たした役割に そこから必要な諸物 すなわち、 「他国米を以夫食 鉄など 間 本稿 題 を

第一章 廻船業とたたら製鉄

ついて以下に若干の検討を行いたいと思う。

銑. 湯湊・ 船が多くみられ、 ない。 増大が進むといわれる言。こうした背景には廻船経営における買積形 製 地場産業との関係性が指摘されるが、 領の和江浦 (四一)、久手浦 (四一)、鳥井浦 (三一)、江津浦 (二九件)、 の 進展と、 |鉄との関係は紙や木綿等と比べて強かったものといえる。 石見国では十九世紀以降廻船業が発展し、 木綿・半紙であり、 と、これら浦方で八割近くを占めている。 神子路(各一〇)、大浦 事実、 越後国出雲崎の間屋泊屋の客船帳買においても石見国の 紙・木綿などの地場産業の発展があることはいうまでも その入津数も二二三件にも及んでいる。 このことからも当地域の廻船業の発展とかかる (六)、 宅野 とりわけ銀山領にあってはたたら (三)、今浦・黒松・福光(各 廻船規模の大型化や艘数の また、 主たる積荷は鉄 なかでも銀 廻 態 山

寛保元年(一七四一)で一〇ヶ所、天明七年(一七八七)一四ヶ所、文さて、銀山領内においても領内の各所に鈩場が存在したが、たとえば

時代を追って増加傾向にあったことが知られる。これらの鈩場は日本海 政十三年 (一八二〇) 一五ヶ所、天保七年 (一八三六) では一七ヶ所とも、

及び江の川の沿岸部や山間部などに所在し、それぞれ地理的なまとまり

をもって海辺筋・川筋と区別された。

全体の生産高については文政十三年の史料だに「一体当御領内鉄山出

銑凡三万駄、代銀凡千二百貫目、 辺売、壱万駄北国筋売捌来候」とあり、年間に銑で三万駄、 此売捌方壱万駄大坂為登、 産額は 壱万駄. 九州

○○貫目に及んだという。年間三万駄については概ね妥当な数字のよう

で、たとえば文化四年(一八〇七)の史料でからもそのことが裏付けら

鉄山拾五ヶ所

六ヶ所之内才坂鈩之儀ハ多分鍛冶屋遣として

拾三ヶ所 但壱ヶ月百五十駄として

此出来銑弐万三千四百駄

弐ヶ所 但壱ヶ月弐百駄として

此出来銑四千八百駄

[来銑合弐万八千弐百駄

外弐千五百駄 雲州分

合三万七百駄

此 東数九万弐百束

此払

三万六千束

大坂・泉釜屋九軒遣イ銑、 壱日弐十束にして年中弐百日分

八千束

伏見江州釜屋遣銑、 尤大坂弐軒分、 凡積り引当

が

海岸部における主要な産業であったことが窺われる。

壱万弐千束

瀬戸内・九州釜屋拾軒ニして、 壱日八束遺年中百五十日分

六千束

年中北] 国行

小以六万弐千束

残り 三万百束

地売り関東行ニ当候由

これによると、銀山領内には一五ヶ所の鈩場があり、

年間の銑生産

は二万八二〇〇駄、 出雲分 (越堂鈩・吉野鈩) を含めると三万七〇〇駄

(九〇二〇〇束) であったことがわかる。 消費地については大坂・泉で

三万六〇〇〇束 (四〇%)、伏見・江州八〇〇〇束 (九%)、

瀬戸内・九

万束 (三三%) については地売りと一部が関東行となっている。 州一万二〇〇〇束(九%)、北国筋六〇〇〇束(一三%)であり、残り三

また、天保五年(一八三四)では総高四二五○○駄のうち、 国囲 主法

銑八二○○駄 (二○%)、地鉄銑売九三○○駄 (二二%)、大坂為登銑

六○○○駄(三八%)、他国売九五○○駄(二二%)√となっており、こ

の結果から領内で生産された銃の六、七割程度が大坂及び他国売りであ

ったことが指摘できよう。

.領内で生産された銑の多くが大坂及び他国売りであったが、 も と

鉄之儀者当国御支配所第一之産物ニ付諸廻船登坂之節外品積候船茂下夕 よりこの流通の担い手は海岸部村落に居住する廻船業者である。事実「銃

荷者是非右両品積候」カヒと述べるように、 直間の別を問 わず鉄荷に依存

の していたのである。 持衆を見ると、 実際、享和元年 (一八〇一) と文化二年 (一八〇五) 前者が九二名、 後者が七八名となっており、 廻船業

ら銀山-たが、 売方法に問題があることを述べている。 第二落入候」 ○とあり、 所 屋相対商内ニロ銭も不差出脇々ニ小宿を構抜々売捌、 取引があった。 ぐる廻船業者間の過当競争、 たたら製鉄の経営が不振に陥っている。 々銑鉄沢山 同市場では十八世紀初め銑の価格が下落し、 方役所に提出した定書にも 銀山領の産鉄流通においても大坂市場が大きな比重を占め 二相見、 たとえば、 不計直段下直二相成候二付鉄山取続難相成 銃価の下落が大坂市場における彼らの自由な販 文化二年 さらに仲買・問屋による先売などの不正な 「当国船大坂表銑鉄積登候節、 (一八〇五) 三月、 また、 こうした原因には大坂市場をめ 問屋の不正については、 これによって領内の 追々猥りニ 鉄山師 相成、 銘々 四 統困 [名か 間

処 問屋共不実意ニ相成中買直段相知セ不申、 目迄ニも売払候処 も致がたく無拠積登セ候処、 利 荷 頭共者直段下落ニ而売払かたく無拠問屋江預ヶ置帰国いたし候得者 よび候間船頭共茂心を配り、 二追々下落仕候得共、 主江無沙汰内 勿論直段後日付二取極候由二而弥以下直二 問屋共客船未夕登坂無之内登り荷物を目当ニ中買共ゟ銀子取出 々ニ而右預り荷物売払候儀有之ニ付、 書面之次第二而追々下落既去丑春中ゟ三拾弐三 鈩師共身元薄キニ付出来銑国元ニ積置候儀 尚又荷主直キ茂登坂いたし抜々聞合候 先年者銑壱駄ニ付代銀五拾目ゟ七八拾 年々直段下落仕難儀ニお 相成、 其儀者不存船 払底之銑不道

う状態が起こっていたものと推察される。摘している。何れにせよ当該期には大坂市場において銑の供給過多といとあり、問屋による先売などの不正の取扱いが鉄価の下落を招いたと指

二引下二

して鉄山師と船持衆との間で大坂銑売捌き方について議定を取り交わしそのため文化三年(一八〇六)七月には、銑の流通を規制する目的と

後期から幕末にかけて断続的ながら行われたものであろう。 銑の流通統制は、 Ω 物引足不申節ハ差配人任差図仕法銑積可申、 にかかわる条文としては「赤間関積船之儀者鉄山師自分船ニ而ハ積登荷 て輸送させることなど、二六ケ条に及ぶ取決めを結んだ。 らに大坂売りにあっては大坂市場における鉄価格の動向を見て運賃積に 宇兵衛に指定して世話させ、 ばかりでは銑売捌方行き届かないとして従来の大坂直送りを改めて一端 わせた。 惣代として一人大坂に派遣して差配させることなど都合一四ケ条を申し ₺ ている。 る際には雇い船をし、 運賃取遣致間敷事」とあり、 赤間関において水揚げすること、 大野屋伝兵衛・山田屋彦吉の六軒に指定すること、また鉄山師 差支無之様ニ可致、 一)に再び次のような取り決めを行っているこ。この取極書では大坂 のを改め、 ただ、この議定はすぎさま破談となったため、 この議定書では、 伊丹屋七兵衛· 天保や安政の両度にも見られるため、こうした統制 且赤間関行運賃壱駄ニ付銀弐匁七分ニ相極 運賃積にて輸送させることとした。 従来船 薩摩屋助左衛門· 基本的には鉄山師の手船であり、 口銭として売立銀の二歩を与えること、 それにあたって赤間関の問屋を石見屋 手が自由に問屋を決めて取引してい 其余之分ハ他向運賃船 麻屋治兵衛・ 文化八年 なお、 石見屋 Щ 余分の 師による 側からは 余計 銑輸送 二八 相雇 助 さ 之 た あ

Ø 必 ため彼らにとっては勝手売りが可能な大坂以外の地 0 る統制がなされた。 要があ 統制下にあるのみならず、 このように大坂売りにあっては、 端を示すものとも考えられるのである。 ゆえに当地廻船による北 したがって、 その利益も運賃のみに限られてい 廻船業者にとって大坂売りは、 銃価下落への対応として。 \mp 九 州 0 進出 に活動の場を見出す はそうした背景 山 鉄 その Ш 師 J

第二章 大浦 湊の /廻船

邇摩郡大浦湊の概要と廻船業

察する 「章では、 石東地域における廻船活動 を、 遯 摩郡 大浦 湊の事例 から考

伊予屋・ 定され、 ったが、 大浦湊は、 文化一〇年 (一八一三) には土肥屋 田嶋屋・丹波屋・ 江戸時代には温泉津湊とともに銀山領の年貢米の津出し港に指 郡磯竹村に属し、 因幡屋などの蔵宿が存在した三。 高二〇石二斗一升六合程度の浦方であ ・大黒屋・小浪屋 越前屋

40 4% 1 5% 180 1 30 4% 5% 1 100% 200 5% 合計 25 20 100% 合計 ①文政一三年「浦差出明細帳」/②天保2年「四番御用留」、天保4年「六番御用留」、天保6年「七番御用留」、天保9年「九番御用留」、 天保10年「拾番御用留」/③明治4年「廻船漁船書上帳」林家文書

> については一一〇艘を数えた。 各一人であった。 職人として家大工五人、 海草を捕り申」とあり、 また、 「当湊百姓農業之外、 船大工六人、 主たる生業として漁業があったが、 畳屋二人、 男ハ 鍛冶屋 漁業商 内 桶 等 仕候、 かかる漁 屋 塗 女ハ 師 が

ことが知られる。 ○)になると二○艘となっており、 えると、 〇石積一 (一七九二) さて、 %を占めており、 積が主力をなす一方で、 - 艘、 かなりの増加といえるであろう」玉。 廻船については九艘が見え、 には ただ、 〇石積五艘、 廻船 五〇石積と五六石積の僅 廻船の規模は文政から天保期にかけては一○○ Ø 小型化が顕著となっている。 明治期になると一〇〇石積 五〇石積が一艘となっている。 時代を追って廻船数が増加してい その内 さらに、 か二艘であったことから考 訳は二五〇石積 明治三年 未満が全体の 寛政三年 艘 二 八 た \equiv

乗員の構成

酒蔵

入一軒、

瓦師 内訳

③明治3年

20

25

30

40

60

65

80

100

130

積石

屋は二三軒、

は 商

艘数

5

1

3

2

1

1

2

2

〇四二人である。

女四八九人の都合一

%

25%

5%

15%

10%

5%

5%

10%

10%

五 石

人別は男五三三人、

文政十三年 (一八三〇)「浦差出明細帳」「四によると、家数一一

九

軒

店一

軒、燈シ

油四

軒

醬油屋二軒、

薬

染屋三軒、

小間物店

%

8%

4%

4%

8%

36%

12%

4%

16%

頭 直 船 主の場合では別 ○○石積であるため船頭を含め概ね三人程度であり、 乗りで 廻 水主・炊が一般的であった一六。 船の乗員数はその規模によって異なるが、 あった。 に沖船頭を雇ったが、 船頭については廻船を複数 多くは船主自身が船頭を勤める 大浦湊にあっては多くが その 構 所有する 成は 船

右衛門の で ţ ある。 のと推 た、 たとえば、 船頭以外の水主や炊にあっては家族や親戚などから 家内として次のごとく五名の 察されるが、 安政三年 必要に応じて他村から (一八五六) 水主が記載されている。 の宗門人別帳」セによると、 雇用する場合もあっ 雇用 たよう 4 れ 弥

羽守廻

船宿 [幡守

軒

諸 Ш

あ 商

0 廻

た。

この

ほ

カ

諸

船

問

屋

三軒

が

①文政13年

積石

50

100

110

130

250

合計

出典

艘数

1 11%

5 56%

1 11%

松平因 城米津

松平

%

11%

11%

9 100%

第1表:大浦湊の廻船数の推移

軒

問

屋として御

②天保期

艘数

2

9

3

積石

160

130

120

110

100

80

70

50

雜穀仲買商

:出蔵宿八軒:

匹

| - | 表:明治3 | | T | | 48.3 | -n | 1 | 1 | 1 1 | - |
|--------------|-------------------|--|-------------------------|---|-------------|--|---|----------------|-------------|--|
| _ | 船名 | 帆数 | 積石 | 長・幅・深(丈) | 船主 | 船頭 | - 水主 | 水主 | 水主 | - 水主 |
| | | | | 2.92 | 太田藤十郎 | 太田米七 | 林万四郎 | 幸田熊次郎 | 永井格三郎 | |
| 1 | 戎子丸 | 12 | 100 | 1.12 | | | | | 21.71 14 | |
| | | | | 0,11 | 大浦湊 | 神子路浦 | 大浦湊 | 大浦湊 | 大浦湊 | |
| | | | | 3.30 | 太田藤十郎 | 船主に同じ | 石田裕四郎 | 岸田仁作 | 三井小十 | 荒木林十 |
| 2 | 大黑丸 | 14 | 177.6 | 1.38 | 次田(株 I 印) | 加工に応じ | ашинар | 严叫证证 | = 770'1 | ホペヤー |
| | | | | 3.90 | 大浦湊 | | 馬路浦 | 馬路浦 | 馬路浦 | 大浦湊 |
| _ | | | | 3,05 | 柿田新七 | 柿田政太郎 | 三井源市 | 三井寅市 | 松下常三郎 | |
| 3 | 春日丸 | 12 | 130 | 1.25 | THE WILL | 40000000000000000000000000000000000000 | = 77/10/10 | 二开风印 | TA P W = MP | |
| | | | | 0.34 | 大浦湊 | 大浦湊 | 大浦湊 | 大浦湊 | 温泉津湊 | |
| | | | | 2.50 | 柿田新七 | 船主に同じ | 永見實吉 | 三原发太郎 | | |
| 4 | 春日丸 | 10 | 60 | 0.90 | 和四种门 | 加土に向し | 水光奥 古 | 二原及本助 | | |
| | | | | 2.70 | 大浦湊 | | 大浦湊 | 大浦湊 | ĺ | |
| | | | | 2.40 | | MALE DI | | | I | |
| 5 | 券日丸 | 9 | 49.6 | 0,90 | 柿田圓造 | 船主に同じ | 海塚繁太郎 | | | |
| | | | | 0.24 | 大浦湊 | | 大浦湊 | | <u> </u> | |
| | | | | 2.70 | | 00-21 | | Mara Last + Ar | | |
| 6 | 順幸丸 | 11 | 67.5 | 1.00 | 布引碳十 | 船主に同じ | 布引熊十 | 布引源九郎 | | |
| | | | 1 | | 大浦湊 | •••• | 大浦湊 | 大消湊 | | |
| | | 1 | | 2.20 | 永見甚七 | 44.1.4. | 永見竹次郎 | | | |
| 7 | 恭德丸 | 6 | 26 | 0.78 | | ― 船主に同じ | | | | |
| | | | | *************************************** | 大浦湊 | | 大浦湊 | | | **** |
| | | | | | 石橋和吉 | | 石橋文市 | | | |
| 8 | 明德丸 | 7 | 39 | 0.76 | | 船主に同じ | | | - | |
| | | | | [| 大浦湊 | | 大浦湊 | | | 1 |
| | | | | | 桑原三四郎 | | 木下惣太郎 | | | |
| 9 | 福徳丸 | 6 | 30 | 0.78 | | 船主に同じ | 111111111111111111111111111111111111111 | | | |
| | | | | | 大浦湊 | | 大浦湊 | | | |
| | - | | | | 荒木源六 | | 荒木文吉 | | | |
| 10 | 福久丸 | 6 | 26 | 0.78 | 312-1-102-1 | 船主に同じ | 70.13 | | - | |
| | | | | | 大浦湊 | | 大浦湊 | | | |
| | | | | 2.20 | 土肥八郎太 | 1 | 土肥作五郎 | | | |
| 11 | 加納丸 | 6 | 26 | 0.78 | | 千賀豊三郎 | | | - | |
| | 25H 27 37" W | " | - | | 大浦湊 | 大浦湊 | 大浦湊 | | | |
| _ | | | 1 | 2.20 | 土肥治市郎 | | 土肥吉太郎 | | 1 | _ |
| 12 | 急吉丸 | 6 | 26 | 0.78 | -1010 11 W | ― 船主に同じ | <u> </u> | | -[| _ |
| - | - FE 11/10 | " | | | 大浦湊 | _ | 大浦淺 | | 1 | |
| | | | | 2.58 | 清水長十 | + | 清水多平 | | 1 | - |
| 13 | 嘉茂丸 | 5 | 40 | 0.76 | | 船主に同じ | MANST | | | |
| , 4 | 米ガルスプレ | " | 40 | | 大浦湊 | | 神子路浦 | | - | |
| le de | . 00 26 A #= F 75 | ا مان الله الله الله الله الله الله الله ال | <u>}</u> ┣- L-## . 4 | | 八州大 | | मिरम्य स्पर | | | |
| 4.00 | :明治4年「延 | 3万点,从万分 | ■上7改」作 | ○外人雷 | | - | - | | + | |
| | | - | | <u> </u> | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | - | - | | | | | | + | |
| | | ļ | ļ | 1 | | _ | _ | _ | - | |
| | | | | <u> </u> | | | | | | |

持高三石五斗周平跡相続人

同編集 同 寺 旦那

> 弥右衛門 辰三十六才

略

宅野村向西寺旦那、 同村住人別紙 水主

寺請状主人方へ取置申候

別紙寺請状主人方へ取置申候

当湊正定寺旦那、

宅野村良蔵弟

同

別紙寺請状主人方へ取置申候

天河内村満行寺旦那、

湯里村住人

司

別紙寺請状主人方へ取置申候

同村同旦那馬路村平四郎弟

同

同村同旦 那 当湊住人別紙

寺受状主人方へ取置申候

清三郎 重三郎 同 同四十五才 # 四才

紋四郎 同 三十五才

三九郎 同 廿三才

芳太郎 同 #

五才

同

十五人 内 九人男

六人女

その乗員として雇用されたものといえる。 彼の後継者であったことが知られる。 弥右衛門については詳細を得ないが「周平跡相続人」とあることから、 から一八〇石積の廻船を所有していたことがわかり、右五名の水主は か近隣の宅野・湯里・馬路などの浦方であったことがわかる。 周平は安政二年 水主の居住地を見ると、 (一八五五) *(*) 大浦 史

る は 船主自身が船頭である場合が一三艘中一〇艘で、 親戚であり、 次に乗員の関係であるが船頭と水主が同一苗字の場合は家族もしく 明治四年 乗員構成はこれらを基本として、 (一八七一) の事例をみると第2表のとおりとなる。 必要に応じて馬路 残り三艘が沖船頭であ 神

の

ほ

ξ 交易圏と商品

子路などの浦方から雇用されたものと指摘されよう。

六

帆の届書写である一八。 の三冊の御用留に収録された大浦船表番所に提出された廻船 天保十五年(一八四四)「拾六番御用留」、天保十五年「拾七番御用留」 なお、引用する史料は林家文書の天保十三年(一八四二)「拾三番御用留」、 その交易範囲としたが、ここでは具体的な事例から考察することにする。 大浦湊の廻船も東北の酒田庄内から山陰・ 九州・ 瀬戸内・ 加の出帆 大坂までを

兀 〇石積は直乗りとして廻船活動を行っている。 積の二艘の まず、 「月から十月までの活動 前出の周平の活動であるが、この時期彼は五〇石積と一八〇石 廻船を所有し、 の様子が窺われる。 うち五〇石積は栄五郎を沖船頭として、 左の史料では天保十五年 一八

Α

書付を以御届奉申上

廻 船 百八拾石積 船 主 周平

但 十三反帆 船頭水主共五

壱艘

出帆、 塩掛り仕候、 右者越後新潟より米積受、 同 廿日当湊江帰帆候 夫ゟ七日出帆 当月五日出帆仕侯、 隠岐国智夫理江同十五日入津、 夫ゟ西方濱田目当ニ 夫ゟ同 # 出 六日佐州大間浦 帆 仕候 夫ゟ十九日 依 而 江

辰四月廿一 且 大浦

段御届奉申上

周平

:湊船主

| 一 廻船 百八十石積 大浦湊周平船 | 乍恐書付を以奉申上候 | C | | 御番所 | 大浦湊舟表 | 広右衛門 | 年寄 | 東左衛門 | 長 | 周平 | 辰四月廿八日 大浦湊船主 | 届奉申上候 | 右者濱田浦より空船ニ而、当月廿八日出羽目当ニ出帆仕候、依而此段御 | 但し、十三反帆 船頭水主共五人乗 | 一 廻舟 百八拾石積 一 船主 周平 | 書付を以御届奉申上候 | B | | 御番所 | 大浦湊舟表 | 広右衛門 | 年寄 | 東左衛門 | 長 |
|-------------------|------------|------|-----|------|-------|-------|-------|----------|----------------------------------|-----------|--------------|------------|----------------------------------|------------------|--------------------|------------|---------|--------|-------|------------|---------------------------|----------------------------------|--------|-------|
| 御番所 | 大浦船表 | | • | | | 十月十九日 | 辰 | 届奉申上侯、以上 | 右者今般鉄少々積受九 | 一 廻船百八十石積 | 大 | 書付を以御届奉申上候 | D | | 御番所 | 大浦湊舟表 | | • | 六月十五日 | 五日帰帆仕候、依而此 | 湊へ入津仕候、同四日 | 右者出羽庄内酒田ゟ米 | | |
| | | 広右衛門 | 同年寄 | 東左衛門 | 同長兼庄屋 | 周平 | 大浦湊船主 | | 右者今般鉄少々積受九州江心さし、今十九日当湊出帆仕侯、依而此段御 | | 大浦湊 周平船 | 申上候 | | | | | 年寄 広右衛門 | 長 東左衛門 | 船主 周平 | 依而此段御届奉申上侯 | 同四日出帆能登輪嶋へ入津仕候、夫ゟ同所出帆当湊へ十 | 右者出羽庄内酒田ゟ米積受侯而、六月朔日出帆仕、夫ゟ同三日佐州小儀 | 水主共五人乗 | 沖船頭好助 |

これによると、 四月五日に越後新潟で米を積み入れ出帆し、 佐 淈 大間

浦 隠岐国知夫里に寄港し、 同二十日に大浦に帰帆している。 翌日、 浜

同二十八日には浜田を出帆し再び出羽に向かっている。 出羽庄内酒田 ~

田に向かっているが、これは新潟での買米の販売のためかと思われる。

月十五日に帰帆している。 は米を積み入れ六月朔日に出帆し、佐州小儀湊、 なお、 十月十九日には大浦湊にて鉄を積み込 能登輪嶋に寄港し、 同

み、 九州へと向かっているが、その後の詳細については不詳である。

九州に向けては弘化二年(一八四五)三月頃にも出帆しており、 その

泉津の諸浦で販売し、三月晦日に大浦湊に帰帆していることが、 左の届

節には肥後国尾嶌で米を積み入れて出帆

銀山領内の郷田

・黒松・温

八月五日

書によって知ることができる。

E

以書附御届奉申上 一候

廻船 百八拾石積 大浦湊周平船

水主炊共五人乗

捌 右者九州肥後国尾嶌ニ而米積入、当御料所郷田浦始黒松、 空船二而三月晦日当凑迄帰帆侯、 依之此段御届奉申上候

弘化二己巳年四月三日

※差出人・ 宛所省略

仕候、

江入津同十五日出

帆

同日夜四ツ時当湊へ

帰帆仕、

今十六日御料所温泉

詞

日雲州三保関

次に船主源次郎についてである。 彼は一二〇石穳の廻船を所有し、 船

頭に平兵衛を雇い、 から九月二十三日までの動向を窺い知ることができる。 廻船活動を行っている。 届書では天保十三年八月五

日

F

廻 船 百 † ·石積

同

大浦湊源次郎船

:船頭

平兵衛

水主炊共

船主 源次郎

大浦湊

右者今五日伯州内方ヲ心掛出帆仕、

依之此段御届奉申上侯、

以上

長

東左衛門

年寄

広右衛門

同

相田伴次 様

百廿石積 右願

温泉津迄ニ

売

前同断

先ハ先般御届奉申上候通 当月五日当湊出帆仕、 同七日伯州 内 方へ入津

於同所ニ古鉄并に茶綿少々積受同十四日出帆仕、

津心掛出帆仕候 依 之此段御届奉申上候 以上

源次郎

大浦湊船持

寅八月十六日

同 長

東左衛門

年寄

広右衛門

相田伴次

様

以書附御届奉申上侯

G

大浦湊

百廿石積

源二郎船

沖船頭 平兵衛

水主炊共三人乗

右者去ル十六日御当料温泉津湊へ心掛ヶ出帆仕侯段御届奉申上候処、

十八日右同断、 日鉄ヶ谷鉄山へ小鉄陸揚仕、 同十九日同所ニ而米大豆積入、今廿日 同十七日御当料久手浦相廻し同所滞船 同 所出帆、 同日辰

同 同

刻当湊江帰帆仕候、 依之此段御届奉申上候、 以上

大浦湊 船持

寅八月廿日辰ノ刻

源二郎

長兼庄屋 東左衛門

年寄

広右衛門

当湊御番所

御詰

相田伴次 様

Η

乍恐以書附御届奉申上候

廻船百廿石積

大浦湊源二郎船

沖船頭 水主炊共三人乗

平兵衛

右者今般当御料所久手浦二而米大豆積受、 長州下ノ関目当今廿五日当湊

出帆仕候、 依之此段御届奉申上侯、 以上

寅八月廿五日

大浦湊

源治郎

同長兼庄屋

東左衛門

同年寄

広右衛門

御番所

大浦湊船表

I

乍恐以書付御届奉申上候

百廿石積

当湊源二郎船

沖船頭平兵衛

水主炊共三人乗

入津、 右者当御料久手浦ニ而米大ス積受、 廿九日同所出帆、 九月六日芸州御手洗江入津大ス売捌、 同月廿二日出帆、 廿八日長州下関へ 八日同所

九

月朔 日同 出帆、 九日夜同所出帆 所出帆 日同所出帆 夫ゟ備後尾道江入津、 十二日尾道二帰着、 十日朝当湊江帰帆仕候 四日下関下り、 九日同所出帆、 六日同所出帆、 同 所ニ而米売捌 依而此段御届奉申上侯、 十日備中玉嶋 七日石州濱田へ入津、 同所二而塩積受、 へ入津、 以上

十月廿二日 船持当湊

源二郎

東左衛門

以兼庄屋

年寄

広右衛門

大浦湊船表

御番所

これによると、大浦湊を八月五日に出帆、同七日に伯州内方に入津し、

同所では古鉄・茶・綿を積受け、十四日に出帆、

途中雲州三保関に寄港

同十五夜四ツ時に大浦湊に帰帆している、 翌十六日には温泉津に向

いる。この砂鉄がどこで積み込まれたかは不明であるが、 かうため出帆しているが、 途中鉄ヶ谷鉄山に砂鉄 (小鉄) 伯耆にて積み を陸揚げして

入れたものであろう。

同十七日には久手浦に向かい二日間滞船の後、 同所にて米大豆を積み

入れ、 かい同二十八日に入津、二十九日に出帆し、 同二十日大浦湊に帰帆している。 同二十二日には、 九月六日には芸州御手洗に 長州下関に向

備後尾道、 所では米を売捌き、 入津して久手浦で積み入れた大豆を売捌いている。八日に同所を出帆し、 備中玉嶋に寄港し、 代わりに塩を積受けて十月朔日に出帆 十二日には再び尾道に寄港している。 長州下関 同

> 石州浜田に寄港し、 同十日朝に大浦湊に帰帆してい

活動を行ったが、 最後に八蔵の事例である。 左の届書から広範囲な交易の実態が知られる。 彼は二五石積を所有し直乗船頭として廻船

J

御届奉申上 候

廿五石積廻船 大浦湊直 乗

船頭 八蔵

水主共弐人乗

関江入津、 右者周防国小松浦 同廿 日 =而塩積受、 同所出帆、 当七月十九日同所出帆、 今廿三日当湊帰帆仕候, 依而此段御届 司 日長州 赤間

申上候、 以上

七月廿三日

大浦湊 船主

八 蔵

司 長兼庄屋

東左衛門

同

年

寄

衛門

広右

御 番

所

大浦船表

御届 奉申 上 候 K

廿 五石積廻船 大浦湊直

乗

船頭 八 蔵

水主共弐人乗

右者今般塩鰍積受播州兵庫心さし、 当十二日当湊出帆仕侯、 依而此段御

届奉申上候

辰

大浦 船 主

八蔵

八月十二日

東左衛門

同

長兼庄屋

同

年寄

広右 衛門

御番所

船

瀬戸内にかけての広範囲な交易を行っていたものといえよう。 に向けて出帆しており、 帰帆している。 途中長州赤間関に寄港し、同二十一日に同所を出帆、 これによると、天保十五年七月二十三日周防国小松浦にて塩を積受け、 また八月十二日には大浦湊にて塩鰍を積受け、 わずか二五石積程度の小型廻船ながら山陰から 三日後に大浦湊に 播州兵庫

ザヤを得るという買積形態のイメージとは異なる様相であったことが指 としたものであり、港々において商品を購入・販売して価格差による利 鉄であった。とくに米・塩については他地域から当地域への移入を目的 品であったことも理由として考えられる。 たことが推察されるが、 摘できよう。こうした背景として、 は他地域の場合と同様であるが、取扱いの商品としては主として米・塩 以上のように、 大浦湊の廻船活動は西廻り航路を基本としている点で いま一つには米・塩が当該地域での最大の需要 一つは廻船経営自体が零細的であっ そこで次に石東地域の商品流

> 通 の問題について見ることにしよう。

四 廻船による移入商

浦船表御役銀受取書押切帳」 体的に知られる。 諸商品に賦課されるため、これにより当湊における商品流通の実態が具 おいて徴収した歩一運上の受取帳で運上は基本的に大浦湊に移出入した 大浦湊における商品流通の実態を窺う史料に嘉永五年 (一八五二) 「大 がある。これは一ヶ年間に大浦船表番所に

が最大の移入品であることがわかる。さらに、 といえよう。 の事例をみると、 うち第3表は品目ごとに整理したものであるが、これによっても米・塩 そのなかには平右衛門、 品であり、 受取帳は納入者ごとに整理されており、 おそらく廻船活動の盛んな浦方では同様の傾向であったもの 第4表のとおりとなる。同地でも米・塩が主要な移入 周平、 又兵衛等の廻船業者の名も見える。この 都合二〇名の記載があるが、 比較のため安濃郡鳥井村

担い手であると同時に、 諸物資を供給するという役割を担っていたものといえるであろう。 このことから銀山領の廻船の役割は、 他方では米や塩といった当地域で必要とされる 領内産鉄における移出の重要な

| 品目 | 件数 | | 米 女 | 量 | | | |
|-------------------|------|-------|---------------|-----|----|----|---|
| 小俵塩 | 11 | 3400 | 俵 | | | | |
| 塩相物 | 10 | 131 | 駄 | 3 | 分 | 3 | 厘 |
| 米 | 8 | 325 | 石 | | | | |
| 干鰯(4斗入) | 6 | 327 | 駄 | | | | |
| 瓦 | 3 | 5200 | 枚 | | | | |
| 銑 | 3 | 113 | 駄 | 3 | 分 | 3 | 厘 |
| 白砂糖 | 2 | 500 | 斤 | | | | |
| 種油(2斗入) | 2 | 6 | 挺 | | | | |
| 鉄 | 2 | 74 | 駄 | 3 | 分 | 3 | 厘 |
| 酒 | 1 | 8 | 石 | | | | |
| 葉藍 | 1 | 15 | 駄 | | | | |
| 干相物 | 1 | 5 | 駄 | | | | |
| 薬種 | 1 | 4 | 駄 | | | | |
| 出典:出典:元治: 木家文書 | 元年「鳥 | 井船表御役 | と銀 耳 | 反立! | 見合 | 帳』 | 高 |
| | | | | · | | | |

第4表: 鳥井船表番所を通過した商品

| 米 25 199.95 石 小俵塩 14 3599 俵 塩相物 12 423.68 貫 瓦 9 10480 枚 干鰯 6 539 俵 刻煙草 5 12.6 員 小豆 4 320 斤 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 員 小麦 10.7 石 酒 2 6.71 石 泰平櫃 2 6.71 石 泰平櫃 2 0.34 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 高木家文書(石見銀山資料館蔵) | 14 12 9 6 5 | 3599 423.68 10480 539 12.6 28.794 | 俵 貫 枚 貫 石 | | | | | | | |
|--|-------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 塩相物 12 423.68 目 瓦 9 10480 枚 干鰯 6 539 俵 刻煙草 5 12.6 員 小豆 4 28.794 石 白砂糖 4 320 斤 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 員 小麦 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 0.34 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 12 9 6 5 | 423.68 10480 539 12.6 28.794 | 貫 枚 養 貫 石 | | | | | | | |
| 瓦 9 10480 枚 干鰯 6 539 俵 刻煙草 5 12.6 貫 小豆 4 28.794 石 白砂糖 4 320 斤 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 貫 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 素永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 9 6 5 4 | 10480 539 12.6 28.794 | 枚债 | | | | | | | |
| 干鰯 6 539 機 刻煙草 5 12.6 貫 小豆 4 28.794 石 白砂糖 4 320 斤 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 貫 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 6 5 4 | 539 12.6 28.794 | 俄 貫 石 | | | | | | | |
| 刻煙草 5 12.6 貫 小豆 4 28.794 石 白砂糖 4 320 斤 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 貫 小麦 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 5 4 | 12.6 28.794 | 貢石 | | | | | | | |
| 小豆 4 28.794 石 白砂糖 4 320 斤 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 貫 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 4 | 28.794 | 石 | | | | | | | |
| 白砂糖 4 320 斤 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 貫 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | | | | | | | | | | |
| 薬種 3 7.5 駄 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 貫 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 4 | 320 | | | | | | | | |
| 七島表 2 25 枚 小間物 2 5.5 責 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | | 020 | 丌 | | | | | | | |
| 小間物 2 5.5 貫 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 3 | 7.5 | 駄 | | | | | | | |
| 小麦 2 10.7 石 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 2 | 25 | 枚 | | | | | | | |
| 酒 2 5.7 石 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 2 | 5.5 | 貫 | | | | | | | |
| 大豆 2 6.71 石 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 2 | 10.7 | 石 | | | | | | | |
| 泰平櫃 2 9 つ 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 2 | 5.7 | 石 | | | | | | | |
| 種油 2 1.2 石 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 2 | 6.71 | 石 | | | | | | | |
| 肥後茶 2 0.34 石 出典: 嘉永5年「大浦船裝御役銀受取書押切帳」 | 2 | 9 | つ | | | | | | | |
| 出典:嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳」 | 2 | 1.2 | 石 | | | | | | | |
| | 2 | 0.34 | 石 | | | | | | | |
| | 出典:嘉永5年「大浦船表御役銀受取書押切帳 | | | | | | | | | |
| ※件数1件の商 | | 2 2 2 2 2 2 2 2 大浦船表御行司銀山資料 | 2 25 2 5.5 2 10.7 2 5.7 2 6.71 2 9 2 1.2 2 0.34 大浦船装御役銀受取書押号 | | | | | | | |

久手浦竹下家の廻船経営

本章では、 安濃郡波根西村久手浦の竹下家における廻船経営の実態に

邑智郡酒谷村の保関鈩(慶応元年頃)「πを経営、さらには石見東部有数 では同家は地価四七三一二円一一銭の土地所有者としてその筆頭に掲載 の大地主であった。事実、 ついて見ることとしたい。 竹下家は久手浦を拠点とした廻船業者であり、 明治十一年(一八七八)『石見国地価全書』二〇 幕末にかけては

銀 山

領

地主であったことが知られる。

されており、

すでに明治前期には多くの土地を集積し、

石見国の有力な

期にかけて廻船業を営んだ家であった。こうした廻船業者による土地所 このうち静間村前原家、 の 有の実態から、 井村石田家、 | 廻船活動を通じて経営の具体について考察しよう。 ては必ずしも明らかになっているとは言い難い。 ところで、前掲書によると地価一万以上の土地所有者は三六名あるが、 刺鹿村大沢家などの諸家は何れも江戸時代後期から明治前 廻船業の収益ばかりが強調され、その経営的な中身につ 同楫野家、 宅野村藤間家、 そこで以下、 波根西村岡田家、 竹下家 鳥

住吉丸の交易範囲

船帳によると、 模であったことが知られる。 吉丸の詳細については不明であるが、 ている三。そのうち本稿では住吉丸について見ることとする。 日昇丸の四艘船を保有しており、 竹下家は、 弘化から明治時代前半にかけて住吉丸・春日丸・栄昌丸 その規模は一七反帆とあり、およそ三五〇石積程度の規 当該期にかけて活発な交易活動を行っ たとえば越後国出雲崎の泊屋の客 なお、住

について次のようにみえる。 動 を行っており、 さて、 住吉丸は東北から山陰・九州 嘉永七年 (一八五四) の勘定帳ではその寄港地と問屋 瀬戸内・大坂に至る広範囲な活

> 州 山

Ĵij

北 国 …羽州秋田 (船木助左衛門)・本庄 (能登屋藤四郎)・庄内酒

越後出雲崎 越後新潟 (小川屋長右衛門・吉田屋清太郎)・ (泊屋又左衛門)・佐渡小木 (石見利兵衛)・庄

ಕ್ಕ

吉郎兵衛)・

田

(伊勢屋治郎右衛門・藤屋伝右衛門・

米屋善七・平田

屋

内加茂 (秋野権右衛門

Щ **陰** : 伯州境 田 州米子 (木屋彦助)・出雲 (磯右衛門) 石見温泉津 (出羽屋・雲津屋)・長州萩 (長嶺源兵衛)・長州下関 (石 (酒井屋万四郎)・伯州外江 (木津屋) · 石見江津 (城構六郎衛門)・石見浜 (和泉屋敬左衛門)・伯 雲州荒島 (重兵衛):

見屋嘉左衛門

九 州 瀬戸 筑前博多町(松永宗左衛門·由岐屋徳助)·肥前唐津城下 屋茂三郎)・ 浜屋惣吉・綿屋新兵衛)・肥前長崎 (長門屋松次郎)・肥前天草富岡 肥前島原 (石見屋増左衛門・問屋庄吉)・ (八代屋栄三郎・越 (伊勢屋左右助)・ 肥前 (横 肥 後

瀬戸内 坂…兵庫 尾道 (石見屋七郎兵衛)・ (最上屋彦左衛門)・大坂長堀 備中玉島 (新宮屋惣七) (西綿屋利右衛門)

後小嶋

(芦北屋茂平治

かる。また、 大坂という一 嘉永七年では秋田を北限として九州では肥後国小嶋、 嘉永五年 (一八五二) 般的な北前船が辿る航路を住吉丸も利用していたことがわ には壱州郷の浦 (益川庄兵衛)、 そして瀬戸内 薩州

安政二年(一八五五)、同四年(

に至る広い範囲での活動が行われていたものといえよう。 (肥後屋藤兵衛)・ 同鹿児島 (岡部勘兵衛) へも寄港しており、

損益状況と商品取引

の 一 までの経営にかかわる勘定帳が二五冊も残されている。ここではそれら 住吉丸については、 部を利用し、 嘉永から文久における同家の廻船経営について考察す 弘化五年 (一八四八) から明治九年 (一八七六)

る。 Ł 及んでおり、竹下家の資産形成 益を上げている年が五ヶ年にも の三ヶ年間では損失を計上して のが第5表である。これによる いたことが想像されるであろう に廻船業が大きな比重を占めて ね利益を出していることがわ いるものの、 されている。これを整理したも における年ごとの損益状況が記 (二八六三) 次に、 このうち一〇〇両以上の 嘉永六年 (一八五三) 実際の商品取引につい それ以外の年は概 までの一一ヶ年間 から

文久四年(一八六四)「住吉丸勘定帳」には、 嘉永五年から文久三年

て見ることにするが、 ここでは 丸

| 第5表:年々 | 損益 | 勘员 | È | | | | Ī | | | | | • | | |
|-----------|-----|----|-----|----|----|---|---|---|-----|---|-----|-----|------|----|
| 項目 | | | | 슢 | Ì | 額 | | | | | | 備 | 考 | |
| 嘉永5年 | | 金 | 32 | 両 | 88 | 匁 | 7 | 分 | 8 | 厘 | | | | |
| 嘉永6年 | | 金 | 84 | 両 | 74 | 匁 | 1 | 分 | 1 | 厘 | | | | |
| 安政元年 | ▼ | 金 | 69 | 両 | 58 | 匁 | 4 | 分 | 9 | 厘 | | | | |
| 安政2年 | ▼ | 金 | 105 | 両 | 25 | 匁 | 7 | 分 | 5 | 厘 | | | | |
| 安政3年 | ▼ | 金 | 150 | 両 | 32 | 匁 | 6 | 分 | 3 | 厘 | | | | |
| 安政4年 | | 金 | 181 | 両 | 76 | 匁 | | 分 | 3 | 厘 | | | | |
| 安政5年 | | 金 | 41 | 両 | 66 | 匁 | 6 | 分 | 3 | 厘 | | | | |
| 万延元年 | | 金 | 42 | 両 | 93 | 匁 | 8 | 分 | 6 | 厘 | この年 | 以降휚 | †造の信 | 主吉 |
| 文久元年 | | 金 | 266 | 両 | 52 | 匁 | 4 | 分 | 1 | 厘 | | | | |
| 文久2年 | | 金 | 140 | 両 | 87 | 匁 | 4 | 分 | | | | | | |
| 文久3年 | | 金 | 591 | 両 | 16 | 匁 | 4 | 分 | . 9 | 厘 | | | | |
| 出典:文久4年[1 | 主吉丸 | 勘定 | 帳」竹 | 下家 | | | | | | | | | | |

れ述べることとする。行論の都合上、安政二年と文久三年を先に、その後に安政四年をそれぞ八五七)、文久三年(一八六三)の三例を取り上げることとする。なお、

一) 安政二年 (一八五五) の事例

おそらく登りについては空荷で帰帆したものと推察される。そのため本勘定帳では三番北国については下りのみの記載となっており、船致」とあり、越後において両度難船にあっていることが記されている。いの三度の航海を行っているが、勘定帳には「卯九月ゟ辰正月之両度難国の三度の航海を行っているが、勘定帳には「卯九月ゟ辰正月之両度難まず安政二年である。この年住吉丸は、壱番北国、弐番越後、三番北

で見てみよう。 さて、当該年は難船の事態もあって収支では損失を計上している。一さて、当該年は難船の事態もあって収支では損失を計上している。一方である。これによると、壱番北国上下において金一七両三二匁九分二厘の利益があったものの、二番、三番では何れも損失を計上しており、原の利益があったものの、二番、三番では何れも損失を計上しており、をことが看取される。そこで以下に当該年において金一七両三二匁九分二で見てみよう。

它番北国 (第6-2表参照)

묘 は 丒 小売りとして鉄一束を販売している。 木 1.船木助左衛門と越前屋茂兵衛の両者と取引を行っているが、 綿 下りでは、 船木氏に販売している。 分八厘) (江津・ 前年十一月で島原にて仕入れた黒砂糖 として、 城構力)、長浜の半紙を積荷 安政二年三月末に秋田に到着している。 五月には能登輪嶋にて宮野屋与兵衛、 この販売代金は金四五五両九九匁 (この仕入代金四二五両六 · 蝋 安来・米子の 多くの商 同 また 所で

砂糖・蝋では損失を出しているが、これはもとより仕入額が販売額を下なお、損益の内訳を見ると、鉄・半紙・木綿で利益があったものの、黒七分六厘となり、差引では金三〇両三五匁五分八厘の利益となっている。

回ったことによる。

二両四六匁三分六厘となり、これに為替利息・諸雑用金三五両一三匁九 た。 種粕一八一俵を金三二三両四二匁七分六厘で仕入れ、このうち米は三分 七分八厘の利益となっている。 の販売代は金三四五両五三匁五分四厘であり、 の二程度を石東地域の久手・温泉津・江津で、 分二厘を差引と、 対する登りでは船木助左衛門から白米三一三石五升八合五勺と荏 また、 荏粕・ 最終的な純利は金一七両三二匁九分二厘であった。 種粕については伯州境の酒井屋に預け置いている。こ したがって、 壱番北国上下の利益は金五 残りを長州萩にて販売し 差引では金二二両一〇匁

|番越後上下 (第6-3表参照)

厘が利益となっている。

「四九両七六匁二分となり、仕入と販売の差引で金二七両五六匁六分九雲崎屋伝七に鉄五○束にそれぞれ売り払い、切出し三を差し引いて代金雲崎屋伝七に鉄五○束にそれぞれ売り払い、切出し三を差し引いて代金の、 対する取引は、越後新潟の小川屋長右衛門に生蝋三五叺、同所出をが利益となって、 関係は、前年十一月仕入の生蝋三五叺、当年五月仕入の鉄五○束で

の差引では金一〇両一一匁九分九厘の損失であった。したがって、上下しており、この代金は金三五四両一一匁二分八厘であった。仕入と販売はなく、下関石見屋嘉左衛門と尾道石見屋七郎兵衛にてほとんどを売却は立く、正関石見屋・衛門と尾道石見屋七郎兵衛にてほとんどを売却金三六四両二三匁二分七厘にて購入している。この白米は地元での販売登りでは取引先は唯一小川屋であり、仕入品も白米のみを七一六俵、

ると、 の損益では金三七両六八匁六分八厘であり、これに諸入用 最終的な損失は金六三両四〇匁七分八厘であった。 利息を 加 え

三番北 国下り (第6-4

厘の損失となっている。 九〇両二一匁四分九厘 厘であった。 Ø 操綿は十一月と十二月の両度、 手・波根で多くを販売したほか、隠岐と新潟でも売り払っている。また、 仕入額は金六二五両八六匁七分一厘であった。このうち塩は地元の久 三番越後上りの際に購入した尾道の塩、江津の城構で仕入れた鉄であり、 上している。ただし、難船のため船の修復費と荷物代金の利息等都合金 三番については下りのみである。 小川屋と出雲崎屋に販売している。 仕入と販売の差引では金五九両二六匁九分一厘の利益を計 の支出があるため、 鉄については翌年二月にそれぞぞれ新潟 積荷は前年尾道で仕入れた操綿と、 売上高は金六八五両三三匁六分二 結果的には金三〇両七四匁八

入金は、 が 生 叺の損失は大きく、その額は利息を含めて金三○両余にもなっている。 の損失分も金三二両という船の補修費のみであった。 でもない。ただ、この年の難船はそこまでの被害はなかったようで、 営上最大のリスクであり、 この原因として二度の難船と生蝋三五叺の損失があろう。 当年は金一〇五両二五匁七分五厘という多額の損失を計上しているが、 金一一両余にもなっている。最終的には仕入値を下回る価格で販売し、 蝋 以 気は新潟 、上、安政二年の具体的な取引の実態について述べた。 商品 上する形となっているのである。 ・小川屋に預け置きその引当として借金しており、 が売却されるまで利息が発生するためそれが長期間にわた 船や積荷に大きな損害を与えることはいうま こうした商品を引当とした借 一方で、 難船は廻船経 前述のとおり その利息 生蝋三五 そ

> ると利金が嵩み、 いたものといえよう。 結果的 には商品価格の値崩れにつながるリスクを負っ

て

(二) 文久三年 (一八六三) の事例

方面に三度、 されている。 は空荷で帰帆しているため、 五九一両一六匁四分九厘の利益を計上している。 次に、文久三年の事例をみる。第7-1 以下、 九州に一度で都合四度となっており、 具体的な取引状況について述べる。 同所については下りの損益勘定のみが記載 表のとおり、この年は 住吉丸の航海は、 このうち九州 の 北国 登 で ŋ 金

北国壱番 (第7-2表参照

の内訳は銑一〇〇駄で金二三両三二匁八厘、 に鉄一〇〇束、 六五匁となっており、 売値を差し引いて金一五九両八六匁五分五厘の利益となっている。 渡と秋田での販売代金は都合一三四二両四匁九分三厘であり、 どの商品(金一一八二両一八匁三分八厘) て 匁三分、 かっている。 いたことがわかる。 この航海では長州の生蝋、 船木助左衛門に銑・ 蝋一六丸で金一四両六四匁九分三厘、 三月には佐渡小木に入津し、 綿三七本を販売している。 これによって商品のなかで鉄が最大の利益を上げ 鉄・生蝋・操綿・木綿などを販売している。 浜田の銑・ 鉄 その後四月には秋田湊に入津 石見屋利兵衛と越中屋長兵衛 を積み込み、 生蝋、 鉄三〇〇束で金五八両七八 木綿三七六反で金 境湊の操綿 秋田方面へと向 仕入値 一七両 利 綿な 佐

これらは五月から六月にかけて主として下関の石見屋嘉左衛門と佐野屋 石、 白米二四四 方登りでは、 石一斗五升を金八七一両七八匁七分にて購入してい 秋田船木助左衛門 を唯一の 取引相手として玄米三五〇

匁六分の損失を計上している。 Ŧī. 体の売値は八六二両六四一分となり、買方と売方の差引では金九両一四 にて濡米となったため切替として石州長浜の冨田屋に販売している。 熊 |匁六分二厘が純益であった。 匁九分五厘の利益となり、 次郎に販売している。 なお、 雑 角・ 玄米のうち八石四斗九升については したがって、 金利等を差し引くと都合金四六両九 北国一番では金一五〇両七 船 全 中

北国二番 (第7-3表参照

となっている。 大両一六匁一分六厘、買値と売値を差し引いて金三九両八五匁八分八厘 奥村七三郎と玉木屋喜三郎を相手に販売し、切出しを差し引いて金六八 の仕入値は都合六四六両三〇匁二分八厘である。七月には同所に入津し、 でがして鉄を仕入れて積荷とし、庄内酒田へと向かっている。こ 北国二番では、下関佐野屋にて鯨、長浜冨田屋にて鉄・半紙、石州邑

厘が純利であった。 両三六匁七厘となり、雑用・金利等を差し引いて金二二両二九匁五分八 切九分七厘にて売却している。 関値と売値を差し引いて金一六両五○目 分三厘にて購入し、その殆どを伯州境湊の新屋直三郎に金六一八両二二 対する登りでは奥村七三郎から米一一一一俵を代金六○九両六二匁九

北国三番 (第7-4表参照)

田へと出帆している。途中の境湊では仕入とともに新屋直三郎に半紙を綿・古手などのほか、先の二番にて売れ残った半紙などを積み入れ、秋北国下りでは、主として境湊新屋直三郎との取引が多く、薩摩芋・操

取引をし、積荷の殆どを売却している。若干販売し、九月には秋田湊に入津している。同所では船木助左衛門と

益は都合金二〇五両七七匁七分七厘となり、 ٧١ 両八六匁六分九厘が利益となっている。 新屋直三 を金七一四両五〇目六分三厘で購入している。 Į١ . る。 て純利は 対する登りでは、 この売値は都合八九九両三七匁三分二厘となり、 郎に販売したほか、 金一 五〇両七一匁九分五厘であった。 船木助左衛門を唯一の仕入れ先として米・ 銀山領温泉津の木津屋においても販売して したがって、 これに雑用 この積荷は多くを境湊の 北国三番上下の 差引で金 金利を差 新古大豆 二八四 し引 利

九州行 (第7-5表参照)

してい **厘が純利となる。** 徳用となり、 綿は銀山領黒松村にて一部を売り、 仕入れた鉄であり、 で購入した庄内米、 九州行は下りのみの勘定である。 る。 この買値と売値を差し引くと、 これに雑用・金利を差し引くと、 これらを米については温泉津にて販売してい そして長浜の冨田屋と銀山領邑智郡 その残りと鉄を長崎と平戸にて販売 司 地 \sim 金四九八両二五匁八分二厘 Ø 積荷 金三九二両五二匁九分八 は伯州 浜原村赤名屋 産 一の操綿、 る。 の 操 ぐ 所

に 両 に収益性の高いものだったといえよう。 半分以上を占めていた。 以上、 おける木綿価 余にもなり、 六匁四分九厘の利益を上げているが、 文久三年の取引について見てきた。 全体の約半分を占めている。 格 の上昇が考えられ、 なかでも長崎で販売した操綿 この時期長崎での取引は北国以上 そのうち九州 こうした背景には開国以 当 該年は全体で の売 での取引が 金五 は 〇四 利 九 益の 四 両

(三) 安政四年 (一八五七) の事例

力斗 水主七人分の給金二一両、 三二匁六分六厘の都合金二一二両四八匁五分六厘である。 尨 四度実施している。 壱番秋田上下、 ら諸経費を差し引いて金 :金三九両九匁七分一厘、 最後に安政四年である 竹木・塩・噌等手前積入物の雑費金九両三〇目八分六厘のほ 弐番本庄酒田上下、 航海ごとの損益は一番が金八〇両一七匁五分、 (第8-1表参照)。 都合金三〇両七二匁五分三厘で、 三番金五二両一八匁六分九厘、 八一両七六匁三厘がこの年の純益となって 三番新潟上下、 この年の住吉丸の航海は 四番九州上下と都合 ' 一 方、 四番金四〇両 航海の利益 経費は か船 頭

秋田上下 (第8-2・3表参照)

٧١ 諸品購入時の借入金のそれであり、 費は為替利息が、 り荷で金九五両九九匁七分六厘とそれぞれ利益を上げている。 合金四二両八八匁六分三厘となっている。 たといえる。 壱番秋田の航海では、 金二二両三〇目九分九厘、 積下り荷の売買で金二七両六匁三分七厘、 この場合これが経費の半分を占めて なお、 雑用が金二二両五七匁の都 為替利息は、 主として 対する経 積登

二分となっている。 平及び浜田藩領三隅の濱田屋勇助から仕入れた半紙一一二丸三〇 から仕入れた鉄一五九束 白 ያነ 一二六両六三匁五分三 砂糖五五挺 田 まず、 の往復では登りと下りの利益で実に三倍半もの差があることがわ 秋田下りの積荷であるが、これは尾道石見屋にて仕入れた (代金一二三両七七匁匁七厘)、 厘 (代金一四一両六七匁九分七厘)、長浜冨田屋儀 の三品目で、 全体の仕入高は金三九二両九匁 竹野屋三三及び江津の城構 (代金

> 門の三者に、 となる。 販 売残分等を除き、 能 したがって、 一売している。この代金合計は金四一九両六四匁五分七厘となっている。 登輪嶋宮野屋与惣兵衛、 対する販売は、 三品のうち利益率が高かったのは鉄であった。 仕入高と販売高を差し引きすると、 鉄は越前敦賀堺屋久太夫と加茂湊秋野にすべてを、 輪嶋宮野屋、 白砂糖については竹下家の手前分及び売残分を除 出羽加茂湊秋野権右衛門、 加茂秋野、 秋田湊船木の三者にそれぞれ 金二七両六匁三分七厘 秋田湊船木助左衛 半紙 は

五勺、 は 両九九匁七分六厘の利益となっている。 と竹屋に五一石八斗七合、 丹十郎の二者から購入している。 な利益は金四二両八八匁六分三厘であった。 を販売している。 金一二三両六匁一分三厘で、 船中切出し、 方、 代金三三四両四匁四分五厘である。 登りであるが、 この代金は金四三〇両四匁二分一厘で、 飯米、 下関小売り分等を除くと、 仕入品は米単品を秋田湊において船木及び 長州室積今津屋五郎左衛門に二九六石六合 これに為替・ 米の購入高は米三九四石一斗九升 したがって、 この販売は竹下家の手前 諸雑費を差し引くと最終的 久手浦の工屋庄 上下合わせた利益 差引で金九五 **元郎**)米屋

いえよう。る販売益よりも、秋田湊で仕入れた米による利益が最大であったものとる販売益よりも、秋田湊で仕入れた米による利益が最大であったものと以上のことから秋田上下における利益の多くは、鉄・半紙・砂糖によ

本庄酒田上下 (第8-4・5表参照)

五厘で V١ を売ったのみで、白砂糖は帰帆後に久手浦の松屋安三郎に売却している。 った一 二番本庄酒田上下の下り あっ 番秋田下りの売残品であり、 た。 対する販売は、 荷は鉄を除くと、 本庄にて能登屋 この仕入金は金七九両六四匁五分 基 藤四郎 本的 には白砂糖や半紙と に対し半紙及び鉄

なっている。 この代金は八五両八六匁二分で、差引で金六両二一匁六分五厘の利益と

七分一厘となる。 ている。 金は金四 浦の工屋 八九八俵を金三四五両七八匁三分六厘で仕入れ、 |雑費金三二両九四匁五分九厘を差し引くと、 方、 したがって、この上下の収益は金七二両四匁三分となり、為替 登りでは本庄で能登屋藤四 瀧間屋 両六一匁 竹下屋、 一厘で、 宅野村の藤間屋等に販売している。 差引では金七二両四匁三分の利益となっ 郎 と伊勢屋治郎右衛門の二名から米 最終利益は金三九両九匁 これを石東地域の久手 この代

っ。 的としたものではなく、同地産の米の買入れに主眼が置かれたものであめとしたものごはなく、同地産の米の買入れに主眼が置かれたものであめらくこの二番の航海は、本庄酒田において積荷を売却することを目

新潟上下 (第8-6・7表参照)

の差引では金四七両九三匁九分五厘の利益となっている。川屋に三両一七匁四分七厘にて売り払っている。これにより仕入と販売、50人の積荷の内操綿は越後寺泊の津右衛門、同所住吉屋久兵衛、新潟津湊にて買入れの敷石一六九丁を積荷として越後新潟に向かっている。新潟往復の航海では、伯州境・酒井屋で仕入れた操綿二五〇本、温泉

品の販売先は地元久手浦の工屋 つ 入してい てい 四 三匁四 た登りでは、 分である。 この仕入額は たがって、 仕入先は小川屋のみで米六三二俵、 この差引では金二五両八八匁七分二厘の利益とな 上下の利益は金七三両八二匁六分七厘となり、 金四 六両四六匁二分三厘である。 温泉津の木津屋等であり、 大豆一四〇俵を購 代金四〇五 これら商

金五二両一八匁六分九厘となる。これに為替・諸雑費金二一両七一匁八分六厘を差し引いて、最終利益は

九州上下 (第8-8・9表参照)

る。かかる仕入代金は金三五二両九七匁八分五厘である。ヶ島の海士屋六右衛門より購入した干鯣一六丸を積荷として出帆してい津の城構や長浜の冨田屋にて購入分の鉄二三六東、船頭伊助が浜田瀬戸九州下りでは、先に新潟小川屋より仕入れた大豆一四○俵のほか、江

ಕ್ಕ この販売代金は金三六四両八二匁四分五厘で、 領湯港の新三郎、 肥 俵、 長崎江戸町茶屋常八、肥後八代鐘町米屋清兵衛、肥後後川富岡屋利兵衛: この販売先は、 後小嶋芦北屋茂兵衛であった。 また、 下関石見屋嘉左衛門にて九四俵、 鉄はすべて九州方面で販売しているが、 筑前柳川料の木屋、 大豆については干鯣を購入した浜田の海士屋にて四 なお、 下関の石見屋に預け置いてい 同所小売りにて一俵を売却してい 干鯣については売却はなく銀山 したがって差引で金一一 その販売先としては Ŧī.

砂糖であり、仕入額は金四一六両四六匁二分三厘となっている。品としては米五〇六俵と小麦三二二俵、ほかに天草と島原にて購入した一方、登りでは、主たる仕入れ先は肥後小嶋芦北屋茂平次であり、商

両八四匁六分の利益となってい

売却、 六両六○匁七分八厘を差し引いて純益は金四○両三二匁六分六厘 上下の利益は金八六両九三匁四分四厘となり、 って差引では金七五両八匁八分五厘の利益となってい 番の かかる商品の販売については、 積荷に充てている。 砂糖については長浜の冨田屋にて一部を売り、 この販売代金の金四九一両五五匁七厘で、 米・小麦のすべてを下関の石見屋にて これに為替・ る。 残りは翌年の したがって、 諸雑費金四 であっ 北 ֈ

た。

城構より仕入れ、 買値と売値との比較を整理したものである。 木綿 差をみると秋田では平均 って大きな価 安政四 た。 半紙が主要をなし、 実、 年 Ö 鉄 事 格差が見られるのである。 例もまた、 これを秋田や北部九州にて販売して 半紙 0) の価格に 下りの 割 仕入値と売値との価 二歩 おいては、 積荷で 九 州 は山 たとえば、 に あ 生 鉄については竹野屋と江津 っては長崎で 產 陰 地と消費地 格差によって利益を得 地 域 第9表は鉄 の特 いるが、 産 では地域によ 묘 割 である鉄 その 歩、 半紙 価 格 O 肥

場であったことは て九州は有力な市 きないが、この時 比較することはで るため秋田と肥 値が高いことが 後で一割八歩も売 ベ大幅な価格 鉄の販売先とし 製品が異 半紙に を単純に 売値 って 鉄 が 差 つ な わ 第9-1表:鉄価の比較 壱番秋田下り 仕 販 売 商品 単価(1駄) 単価(1駄) 販売先 仕入先 117匁5分 〇へ一桜印鉄 136匁 久手•竹野屋 越前敦賀 - 堺屋久太夫 117匁5分 へ一〇吉桜印鉄 136匁 江津·城構 123匁5分 本へ久小割 140匁 九州下り 仕 販売 商品 仕入先 単価(1駄) 単価(1駄) 販売先 長浜・冨田屋儀平 新山◇一 149匁 171匁 長崎江戸町·茶屋常八 江津•城構 140日 亀甲桜 164匁5分 長浜·冨田屋儀平 145匁8分 一吉印鉄 283匁 吉印再改◇ 肥後八代鐘町,米屋清兵衛 長浜·冨田屋儀平 145匁8分 278匁 江津·城構 140目 亀甲桜鉄 263匁 肥後後川·富岡屋利兵衛 長浜 冨田屋儀平 149匁 ◇一鉄 277匁 新山◇一鉄 269匁5分 長浜・冨田屋儀平 149匁 長浜 冨田屋儀平 145匁8分 吉印鉄 肥後小嶋・芦北屋茂兵衛 267匁 江津·城構 140目 亀甲桜 252匁5分 出典:安政4年「住吉丸勘定帳」竹下家文書

期

との鉄価

カゝ

る。

指摘できよう。

いてみると、

ま

た、

仕 は 比

入値を上回

ることがわかる。

ない

が、

なるが、 とより、 そうした状況から鉄 この)生産 地での 仕入値と消費地での売値の 半 紙などの生産地を後背地にもつ当地 差が 廻 船 の 収 益 廻

売益が占めていたのである。 石東地域で販売され、 おける仕入のほとんどが米で、 方、 収益性 の 高い商品としては米である。 またこれによる収益も全体のなかでも大きな比 し かも、 安政四年の事例でも利益の それらの多くは米需要の 実際、 秋田 多くは 越 後 高い 米 九 地 の 州

に

重 元 販

を占めてい

たのである。

船

の優位性が指摘できよう。

| 第9−2表:半紙の(○番秋田下り | 1112072 | | | | |
|----------------------|---------|--------|--------|------------------|--|
| 仕 入 | | _ | | | |
| 仕入先 | 単価(6〆) | 商品 | 単価(6〆) | 販売先 | |
| | 121匁 | へ竹印半紙 | 128匁 | | |
| | 138匁 | 石一印半紙 | 128匁 | | |
| | 112匁 | 岩灭印半紙 | 121匁 | 庄内加茂·秋野權右衛門 | |
| | 106匁 | 岩玉印半紙 | 116匁 | | |
| | | 玉上印半紙 | 121匁 | | |
| | 136匁 | 岩川印半紙 | | | |
| | 142匁 | 玉川印半紙 | | | |
| | 132匁 | 宝山印半紙 | | | |
| 長浜・冨田屋儀平 | 117匁 | 宝来印半紙 | | | |
| | 106匁 | へ上印半紙 | | | |
| | 146匁 | 大印半紙 | | 秋田湊・船木助左衛門 | |
| | 126匁 | ヘ三印半紙 | | | |
| | 138匁 | 石見一印半紙 | | | |
| | 132匁 | 金山印半紙 | 139匁5分 | | |
| | 121匁 | へ竹印半紙 | | | |
| | 116匁 | ヘニ印半紙 | | | |
| | 124匁 | 宝川印半紙 | | | |

九

四 鉄と米

ところで、当地の特品である鉄については、 廻船業においてはその収

益性ばかりに目が向くが、 実際には次のような問題についても留意すべ

き点であるといえよう。

北国ゟ現金持下り米買入積帰り候節懸り物

米壱石

買入元直段銀百目

弐匁

切出し弐升船頭・船子江遣置分

壱匁五分 越後ゟ積入帰り候節欠減見込用捨引

出羽より積入候節弐匁

入梅後ゟ米穀とも多分之空欠

相置候ニ付土用入ゟ新穀迄如此

平日者欠減見込用捨引無御座候

船中粮米塩噌共二北国二而川内

四匁六り

大船小船と差別者御座侯へ共百六拾石積ニ而銀六百五拾目ニして壱 出遺入付船入用とも凡

石ニ付如此

壱匁六分一 ŋ 船頭·船子給銀

百六拾石積四人乗給銀

三百目 船頭

百五十目 同 百八十目

船子

八十目 同

~七百拾匁 年中下り四度ニ割合

> 度分百七拾七匁五分を積高、 百六十石ニ割勘定

三匁 往返三ヶ月り足

九分六り 御役銀

弐分八り 越銀水上蔵入入用

銀百拾弐匁九分壱り

壱匁

問屋口せん、 運賃

銑鉄積入北国江下り米買積帰候節懸り物

米壱石

買元直段銀百目

弐匁

切出し

壱匁五分 土用入ゟ新穀迄欠減見込用捨

弐匁三り 船中粮米其外共凡

現金持下り候節者四匁六りニ候処、

銑鉄積入候ニ付半銀者

- 185 -

下り荷物江懸ヶ如是

五分五り 給銀

右同断壱匁壱分之半銀

壱匁五分 利銀

右同断三匁之半銀

九分六り 御役銀

弐分八り 越銀其外共

銀百八匁八分弐り

外壱匁 問屋口 世 ん 運賃

当国ゟ北国下り米買入運賃積ニ而帰帆之船者無御座候得共運賃積

出 羽庄内ゟ米壱石ニ 付 銀 給欠

越 後ゟ米壱石ニ付

銀 八匁

越前ゟ米壱石ニ付

銀 六匁 五 分

凡 左之通 二御座候得 共、 運賃積二而 者買主方 = 而多分之入用相

懸り

=

付

当国

三而

ハ悉買主手船ニ而

積取

の米購入よりも安く仕入れることができる、 なくなる。 鉄を積荷とした場合では銀一〇九匁八分二厘となり、 では運賃積では口銭・運賃含めて銀一一三匁九分一厘になるのに対し、 この (を比較したものである。 史料品 つまり、 ū 運賃積と買積による北国での米の仕入れに 買積では諸費用が半分になるためであり、 これによると、 米一石当たりにか というのである。 差引では三匁程少 かる諸経費 カュ かわる経 運 生賃積で

する返答であるので、 ていたという点では留意すべき視点といえよう。 ŧ つとも、 かし、 この試算は廻船業者の利益に対する銀山方役所の 時 |廻船業者のなかでは鉄と米の その数字に対してはそのまま信用することはでき 関係をこのように考え 間 ٧V に対

おわりに

ける流 取 市 銑を扱う船持衆が銀山領内で八○名近くも存在し、 たが、これにより以下の点が明らかとなった。 心引もあ 場 以 上、 の 通 って 銑流入は 0 廻船業の活動とその具体的な取引及び収支状況について見てき 担い '銑鉄価格は下落し、 手であった。 供 公給量の 増 大を招 しかし、 これにより大坂売りに対する鉄山師 き 廻船業者による勝手売りでの大坂 また問屋による先売などの不正 すなわち、 彼らが領内産鉄 文化年間には łΖ お の

> 実際、 的に、 いえるであろう。 也 統制を招くこととなった。そのため買積形態による大坂売りは排除され、 廻船業者の参入は運賃積のみとなっていったのである。 しろ九州 、大浦湊の廻船や竹下家の事例でも大坂市場に対する依存度は低く、 廻船業者の北国・九州行への比重を大きくしたものと推察される。 北国での 取引が多かったことも、 その点を補強するものと このことは結果

に活躍、 える。 瀬戸 意味からみても彼らは当該地域の商品流 、内では塩を購入した。 方、 Ļ 廻船業者の活動に目を転じると、 当 一地の特産品を移出する代わりに、 これらの商品は当地での需要品であり、 通の重要な担い手であったとい 彼等もまた西廻り航路 北国・ 九州辺りから米、 を中 その 心

たのである。 たことがわかり、 例では、 品がその るであろう。 によって詳細 ところで、 収益を支えていたことが論じられるが、 北国廻船などと同様に米が最大の商品で、 従来山 何 に れにせよ、 必ずしも地場産品のみに依存していたばかでは 力》 陰地域 つ経年的 廻船 の廻船におい な取引動向について見ることが必要といえ の経営についてはこうした勘定帳の分析 、ては、 鉄 本稿でみた竹下家の事 半紙 また収益性も高 木綿 などの産 なか ስነ 0 つ

注

江 Ш 田入一 件控 井上平造氏所蔵。

<u>-:</u>, 天保三年 八三二) 「安濃郡仙山村 波 根 東 村御用 留 大 囲 市 :役所所

Ξ 会、二〇一〇年)。したことを指摘している。(『近世・石見の廻船と鈩製鉄』郷土石見懇話児嶋俊平氏によると、廻船の大型化の背景として造船技術の導入が普及

くが銑鉄・半紙・木綿などを積載していたことがわかる。候の特徴は積荷が記載されている点であり、これによる石見廻船の多八八七)までに出雲崎に入津した泊屋の客船の記録である。この客船九九七年。この客船帳は、弘化三年(一八四六)から明治二十年(一出雲崎町教育委員会編『出雲崎町史』海運資料集(3)出雲崎町、一出雲崎町教育委員会編『出雲崎町史』海運資料集(3)出雲崎町、一

四

六 五 公用之諸書類留」上野武三家文書。

熊

-0 九 Д 七 文化二年(一八〇五)「大坂銑鉄問屋定熟談書附」中村家文書。享和元年(一八〇一)「大坂銑問屋同売捌方定書」中村家文書。字和元年(一八〇一)「大坂銑問屋同売捌方定書」中村家文書。谷家文書。 文化四年(一八〇七)「ひものや鉄一件立會書類留」中村家文書。谷家文書。 文政十三年(一八二〇)「他国江罷越鉄山稼方仕候儀につき愁訴状」 年。

_ 「鎚稼銑鉄売払始末書附」中村家文書。

= 文化八年(一八一一)「銑売捌方取極書」熊谷家文書。

_ = 六年)。 輸送」(柚木学編『日本海水上交通史論集』第一巻、 大浦湊の城米輸送と蔵宿については、上村雅洋「石見国銀山領の城米 文献出版、 一九七

林家文書、 島根大学付属図書館蔵

寬政三年 (一七九一)「御料海川船改一件」中村家文書

 \bar{x}

四

を除く船員、があったが、ここでの水主は②である。(斉藤善之「水主」 化をふまえた場合は船長を除く船員をいう、③漁船乗組員のうち船頭 水主には、①領主の水主役を勤めた者、②商船乗組員、 『海と川に生きる』身分的周縁と近世社会2 吉川弘文館、二〇〇七 船内の役職分

一 七 林家文書 島根大学付属図書館所蔵

林家文書 島根大学付属図書館所蔵。

一人

一 九 下掛証文之事」(住田屋文書)にその名が見える。 竹下家による保関鈩の経営については「当子ヨリ来酉迄拾ヶ年季鈩

 $\bar{\bar{o}}$ タルライブラリー)。 近重小次郎『石見国地価全書』、一八七八年 (国立国会図書館近代デジ

Ξ 廻 竹下家文書 2船業の勘定帳が次の通りある。 (石見銀山世界遺産センター保管) には竹下家が経営した

五册 吉丸勘定帳…弘化五年(一八四 (横帳) 八 ς 眀 治

九年

 $\widehat{}$

八七六)

春 日丸勘定帳… ·安政二 年 八五五) 5 明治十五 年 (二八八三)

六冊

栄昌丸勘定帳…明治十二年 (一八七九) ς 同十 四 年 (二八八二)

三冊

昇丸勘定帳:: 明治七年 (一八七四) \ 同 十八年 (一八八五

<u>—</u> 册

日

Ξ

「切出し」とは、 ある。なお、 (嘉永五年 (一八五二)「諸廻船取締方儀定御請證文写」森山家文書) 銀山領では嘉永五年に切出しについて取決めがなされた。 船頭等に給金のほか取引商品の一 部を給与するもので

Ξ ろう。 竹野屋については詳細を得ないが、 おそらく邑智郡浜原村の問屋であ

嘉永五年 「諸廻船取締方儀定御請證文写」 森山家文書

二四

第6-1表:安政2年の勘定明細

大勘定

| 7 VIII) /C. | | | | | | | |
|-------------|-----|-------|------|----|-----|---|---|
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 春壱番北国行徳用 | 金 | 17 両 | 32 匁 | 9分 | 2厘 | | |
| 弐番上下損 | ▼ 金 | 63 両 | 40 匁 | 7分 | 8 厘 | | |
| 三番越後難船損分 | ▼ 金 | 30 両 | 74 匁 | 8分 | 8厘 | | |
| 雑用 | ▼ 金 | 12 両 | 31 匁 | 9分 | | | |
| 水主六人給 | ▼ 金 | 16 両 | 11 匁 | 1分 | 1厘 | | |
| 合 計 | ▼ 金 | 105 両 | 25 匁 | 7分 | 5 厘 | | |

① 壱番北国上下

| 項目 | | | 金額 | | | 備 | 考 |
|----------|---|------|------|----|----|---|---|
| 積下り物売買徳用 | 金 | 30 両 | 35 匁 | 5分 | 8厘 | | |
| 積登り荷売買損分 | 金 | 22 両 | 10 匁 | 7分 | 8厘 | | |
| 合 計 | 金 | 52 両 | 46 匁 | 3分 | 6厘 | 1 | |

| 項目 | | | 金 額 | Į | | 備 | 考 |
|---------|---|------|------|-----|-----|-------------|-----|
| 利足金(為替) | 金 | 17 両 | 2 匁 | 4 分 | 9 厘 | | |
| 雑用 | 金 | 18 両 | 10 匁 | 9分 | 5厘 | 3 | |
| 合 計 | 金 | 35 両 | 13 匁 | 4分 | 4 厘 | ②+③= | =4) |
| | | | | | | | |
| | 金 | 17 両 | 32 匁 | 9分 | 2 厘 | 1)-(4) | |

② 弐番越後上下

項目

| 積下り物売買損分 | ▼ 金 | 27 両 | 56 匁 | 6分 | 9厘 | |
|------------|-----|------|------|----------|-----|--------------|
| 積登り荷売買損分 | ▼ 金 | 10 両 | 11 匁 | 9分 | 9 厘 | |
| 合 計 | ▼ 金 | 37 両 | 68 匁 | 6分 | 8 厘 | 1 |
| | | | | | | |
| 項目 | | | 金 割 | <u> </u> | | 備考 |
| 諸入用 | 金 | 18 両 | 12 匁 | 1分 | | |
| 持下り200両の利息 | 金 | 6 両 | 40 匁 | | | |
| 持出し3両の利息 | 永 | | 48 匁 | | | |
| 雑用 | 永 | | 72 匁 | | | 3 |
| 合 計 | 金 | 25 両 | 72 匁 | 1分 | | 2+3=4 |
| | | | | | | |
| 残 金 | ▼ 金 | 63 両 | 40 匁 | 7分 | 8厘 | 1)-(4) |

金 額

③ 三番北下

| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
|----------|---|------|------|----|----|---|---|
| 積下り物売買徳用 | 金 | 59 両 | 46 匁 | 9分 | 1厘 | | |
| 合 計 | 金 | 59 両 | 46 匁 | 9分 | 1厘 | 1 | |

| 項目 | · . | 金 | 額 | | • | 備 | 考 |
|------------|-----|------|------|-----|-----|------|---|
| 難船作事他入用 | 金 | 32 両 | 57 匁 | 4分 | 2厘 | | |
| 雑用(味噌・野菜等) | 金 | 14 両 | 86 匁 | 9分 | 7厘 | | |
| 東風西風往返入用 | 金 | 5 両 | 2 匁 | | 3厘 | | |
| 粮米入用 | 金 | 10 両 | 21 匁 | 2分 | 5 厘 | | |
| 積下り荷物元代金利息 | 金 | 27 両 | 53 匁 | 8 分 | 2厘 | | |
| <u> </u> | 金 | 90 両 | 21 匁 | 4 分 | 9厘 | 2 | |
| | | | | | | | |
| 残 金 | ▼ 金 | 30 両 | 74 匁 | 8分 | 8 厘 | 1)-2 | |

出典:安政2年「住吉丸勘定帳」竹下家文書

第6-2表:壱番北国上下

【下り】

買方

| t | 计切日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|------------|-------|--------|-------|----------|--------------|----|
| 寅 | 11月 | 島原·石見屋 | 天草黑砂糖 | 630斤1歩3厘 | 金6両53匁7厘 | |
| 寅 | 11月 | 島原・庄吉 | 蝋 | 597斤3歩 | 金20両9匁1分 | |
| 寅 | 11月 | 島原·石見屋 | 蝋 | 2500斤 | 金85両98匁4分8厘 | |
| ùb | 2月 | 安来・笹屋 | 木綿 | 6丸 | 金46両65匁6分3厘 | |
| ùb | 2月23日 | 米子·木屋 | 木綿 | 12丸 | 金97両67匁5分7厘 | |
| 寅 | 12月 | | 木附子 | 5箱 | 金3両39匁5分8厘 | |
| ā b | 正月 | | 鉄 | 180東 | 金126両38匁4分6厘 | |
| īb ——— | 2月 | 長浜・富田屋 | 半紙 | 30丸 | 金38両92匁2分9厘 | |
| | 2Д | 大州"田田座 | 七嶋 | | 並36両32及2万3座 | |
| | | 合 | 찱 | | 金425両64匁1分8厘 | |

売方

| | 士切日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-----|-------|-------------|-------|-----------|---------------|-------------|
| ijρ | 4月4日 | 秋田·船木助左衛門 | 天草黒砂糖 | 486斤 | 金6両43匁2分7厘 | 9匁5分損 |
| ğp | 4月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 蝋 | 2827斤5059 | 金100両永19匁4分6厘 | 5両18匁1分2厘損 |
| ijρ | 4月4日 | 秋田·船木助左衛門 | 出雲木綿 | 420反 | 金48両10匁9分8厘 | |
| | | 秋田·船木助左衛門 | 米子木綿 | 10箇 | 金86両57匁2分1厘 | 7両75匁3分6厘利 |
| gp | 4月 | 秋田·越前屋茂兵衛 | 米子木綿 | 2箇 | 金97両67匁5分7厘 | |
| | | 秋田·船木助左衛門 | 木附子 | 5箱 | 金3両20匁4分2厘 | 19匁1分6厘損 |
| ğp | 5月 | 能登輪嶋小売 | 鉄 | 1束 | 永83匁8厘 | |
| | | 秋田·船木助左衛門 | 鉄 | 130束 | 金111両33匁9分9厘 | 26両50匁7分5厘利 |
| | | 秋田·船木助左衛門 | 鉄 | 8束 | 金6両70目7分1厘 | 20回50分7万3压利 |
| ÿp | 5月1日 | 能登輪嶋·宮野屋与兵衛 | 鉄 | 41束 | 金34両永5匁4分3厘 | |
| ðþ | 3月28日 | 秋田·船木助左衛門 | 半紙 | 18丸 | 金42両永58匁1分7厘 | 3両66匁1分9厘利 |
| | | 小 | 計 | | 金458両12匁7分9厘 | |
| | | 切出し | | | 金2両13匁3厘 | |
| | | 合 | 計 | | 金455両99匁7分6厘 | |
| | | | | | | |
| | | 差 | 引 | | 金30両35匁5分8厘 | |

【登り】

買方

| _ | £ | 切日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|---|----|------|-----------|----|------------|--------------|----|
| _ | 卯 | 4月6日 | 秋田·船木助左衛門 | 白米 | 55石5升5合 | 金56両5匁7分5厘 | |
| | Δh | 4月6日 | 秋田·船木助左衛門 | 白米 | 10石4斗6升5合 | 金10両71匁8分6厘 | |
| _ | фp | 4月6日 | 秋田·船木助左衛門 | 白米 | 16石3斗3升5合 | 金16両77匁2分9厘 | |
| _ | 卯 | 4月6日 | 秋田·船木助左衛門 | 白米 | 231石2斗3合5勺 | 金200両51匁9分5厘 | |
| _ | | | 秋田 船木助左衛門 | 荏粕 | 181俵 | 金39両35匁9分1厘 | |
| - | | | 合 | 討 | | 金323両42匁7分6厘 | |

赤方

| f | 土切日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|------|-------|-------------|-------|-----------|--------------|----|
| ΦD | 5月4日 | 手前 | 白米 | 12石9斗2升 | 金15両10匁6分5厘 | |
| 卯 | 5月4日 | 濫岡屋善穴 | 白米 | 40石5斗8合 | 金47両36匁3分5厘 | |
| gp | 5月6日 | 温泉津·木津屋平左衛門 | 白米 | 19石7斗4合 | 金23両1匁7分5厘 | |
| | | 船粮米二手壳 | 白米 | 3石7斗2升7合 | 金4両35匁7分7厘 | |
| ijĮI | 5月7日 | 温泉津·木津屋平左衛門 | 白米 | 61石2升3合 | 金61両71匁2分5厘 | |
| | | 江津・城構、川本・丸屋 | 白米 | 45石7斗5升 | 金45両75匁 | |
| ùb | 5月14日 | 長州萩城下·堀安左衛門 | 白米 | 98石9斗5升5合 | 金102両91匁3分2厘 | |
| | | 船中切出し二渡 | 白米 | 6俵 | | |
| | | 船頭貸 | 白米 | 9俵 | 金2両80匁8分 | |
| | | 竹屋上り | 濡米 | 3石3斗 | 金3両14匁7分7厘 | |
| | | 伯州境積行・酒井屋預け | 荏粕·種粕 | 181俵 | 金39両35匁9分1厘 | |
| | | 合 | 計 | | 金345両53匁5分4厘 | |

出典:第6~1表に同じ

注:代金は諸経費を加除したものを記載

川川

第6-3表:二番越後上下

[下り]

買方

| 仕 | 八日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|----|-------|--------|----|-----|--------------|----|
| 寅 | 11月 | 島原石見屋 | 生蝋 | 35以 | 金121両83匁6分8厘 | |
| | | 蝋為替元利息 | | | 金11両69匁6分3厘 | |
| àb | 5月20日 | 江津·城構 | 鉄 | 50束 | 金42両76匁9分3厘 | |
| | | 鉄為替利息 | | | 金1両2匁6分5厘 | |
| | | 合 | 計 | | 金177両32匁8分9厘 | |

売方

| | 士切日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-----|-------|--------------|------------|-----|--------------|----|
| ñlı | 6月18日 | 越後新潟·小川屋長右衛門 | 生蝋 | 35叺 | 金103両68匁7分2厘 | |
| | • | 越後新潟·出雲崎屋伝七 | 鉄 | 50束 | 金46両98匁2分5厘 | · |
| | | 小 | 計 | | 金150両66匁9分7厘 | |
| | | 切出し | | | 金90目7分7厘 | |
| | | 合 | 計 | | 金149両76匁2分 | |
| | | · | _ | | | |
| | | 差 | <u>इ</u> । | | ▼金27両56匁6分9厘 | |
| | | | | | | |

【登り】

買方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|--------|--------------|-------|------|--------------|----|
| | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 御城米 | 480俵 | 金266両88匁7分8厘 | |
| | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 山之山御米 | 200俵 | 金83両48匁4分9厘 | |
| 卯 7月1日 | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 内蔵作徳米 | 36俵 | 金13両86匁 | |
| | 合 | 計 | | 金364両23匁2分7厘 | |

売力

| f | ±切日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|----|-------|---------------|-------|------|--------------|----|
| gp | 7月27日 | 下関·石見屋嘉左衛門 | 御城米 | 464俵 | 金258両45匁7分2厘 | |
| ŷp | 8月10日 | 尾道·石見屋七郎兵衛 | 御城米 | 16俵 | 金9両26匁5分8厘 | |
| gp | 8月10日 | 尾道·石見屋七郎兵衛 | 山之山御米 | 190俵 | 金75両68匁7分2厘 | |
| 卯 | 8月10日 | 尾道·石見屋七郎兵衛 | 内蔵作徳米 | 36俵 | 金13両54匁7分7厘 | |
| | | 船中切出し | 山之山御米 | 6俵 | | |
| | | 売残船頭買取 | 山之山御米 | 4俵 | 金1両59匁8分5厘 | |
| | | 残分4石5斗6升9合 | | | ▼金4両44匁3分6厘 | |
| | | 合 | 計 | | 金354両11匁2分8厘 | |

第6-4表:三番北国下り 【下り】

【下り】 <u>買方_____</u>

| | 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|----|-------|--------|-------|------|--------------|----------------|
| 寅 | 9月27日 | | 尾道操綿 | 90本 | 金191両94匁5分7厘 | 為替元利37両85匁7分5厘 |
| ğp | 8月10日 | 尾道·石見屋 | 尾道肥濱塩 | 425俵 | 金27両6匁9分2厘 | |
| δb | 8月10日 | 尾道·石見屋 | 尾道肥濱塩 | 500俵 | 金23両21匁3分4厘 | |
| gp | 6月19日 | 城構 | 鉄 | 515束 | 金383両63匁8分8厘 | |
| | | 合 | 計 | | 金625両86匁7分1厘 | |

売方

| 住切日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|---------|--------------|-----|-------|---------------------|----|
| 8月24日 | 大浦·大黒屋 | 小俵塩 | 1001俵 | | |
| 8月24日 | 波根·三嶋屋 | 小俵塩 | 300俵 | Ans 王 8 4 知 8 八 9 回 | |
| 8月24日 | 工屋庄九郎 | 小俵塩 | 95俵 | ─ 金35両64匁9分3厘 | |
| 8月24日 | 工屋庄九郎 | 大俵塩 | 11俵 | T | |
| 8月10日 | 尾道・石見屋 | 操綿 | 7本 | 金13両44匁9分8厘 | |
| 9月 | 安兵衛 | 大俵塩 | 4俵 | 金33匁3分7厘 | |
| 11月16日 | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 操綿 | 43本 | 金74両16匁2分5厘 | |
| 12月3日 | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 操綿 | 40本 | 金68両51匁1分4厘 | |
| 9月8日 | 隱岐国·福本屋忠兵衛 | 塩 | 66俵 | 金6両11匁9分5厘 | |
| 9月7日 | 隠岐国小売 | 塩 | 10俵 | 金92匁7分2厘 | |
| 2月16日 | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 塩 | 319俵 | 金27両39匁7厘 | |
| 2月16日 | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 鉄 | 200束 | 金179両44匁9分1厘 | |
| え 2月16日 | 越後新潟・小川屋長右衛門 | 鉄 | 111束 | 金103両78匁9分2厘 | |
| | 越後新潟・出雲崎屋伝七 | 鉄 | 194束 | 金174両63匁8厘 | |
| 9月8日 | 隠岐国橋本屋方へ預け置 | 鉄 | 7束 | 金5両76匁1分5厘 | |
| | | 切出し | | ▼金2両83匁8分5厘 | |
| | 合 | 計 | | 金685両33匁6分2厘 | |

第7-1表:文久3年の勘定明細

| 大勘定 | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|------------------------|-----|
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 壱番秋田上下 | 金 | 150 莇 | 71 匁 | 9分 | 5厘 | | |
| 弐番庄内上下 | 金 | 56 両 | 36 匁 | | 7厘 | | |
| 三番秋田上下 | 金 | 205 両 | 77 匁 | 7分 | 7厘 | | |
| 四番長崎上下 | 金 | 498 両 | 25 匁 | 8分 | 2 厘 | | |
| 습 함 | 金 | 911 両 | 11 匁 | 6分 | 1厘 | ① | |
| 項 目 | T | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| <u>- ス ロ</u> 壱番上下金の利息 | 金 | 59 両 | 55 匁 | 9分 | 8厘 | I DIH | *** |
| 武番上下金の利息 | 金 | 16 両 | 23 匁 | 4分 | 2厘 | | |
| 三番上下金の利息 | 金 | 24 両 | 78 匁 | 3分 | | | |
| 四番上下金の利息 | 金 | 51 両 | 79 匁 | | 2厘 | - | |
| を番上下雑用金 | 金 | 44 両 | 20 匁 | 4分3分 | 5厘 | | |
| 式番上下雜用金 | 金 | 17 両 | | 3 77 | | | |
| 三番上下維用金 | 金 | 24 両 | 83 久 | 2分 | 7厘 | | |
| 二 <u>世二下程/70世</u> 四番長崎上下雑用金 | 金 | 53 両 | 93 匁 | 3分 | 5 厘 | | |
| 手前y細々積入雑用 | 金 | 3両 | 93 久 | 3分 | 3厘 | | |
| <u>于前外間へもは八年月</u> 船方給金 | 金 | 24 両 | 33 久 | 3分 | 3厘 | <u> </u> | |
| 수 함 | 金 | 319 両 | 95 匁 | | | <u></u> | |
| D 81 | भ | 319 Jul | 90 .Y | 1分 | 2厘 | 2 | |
| 残 金 | 金 | 591 両 | 16 匁 | 4分 | 9厘 | ①-② | |
| 72 11. | 1 312 | 001 jay | 10 /5 | 7 /3 | V /m | | |
| | | | | | | | |
| ①北国壱番 項 目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 | 金 | 159 両 | 86 匁 | 5分 | 5厘 | 備 | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 登り荷米之損分 | ▼ 金 | 159 両 9 両 | 86 匁 14 匁 | 6分 | | | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 | | 159 両 | 86 匁 | | 5厘 | | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 登り荷米之損分 合 計 | ▼ 金 | 159 両 9 両 150 両 | 86 匁 14 匁 71 匁 | 6分 | | 0 | |
| 項 目 下り荷徳用 登り荷米之損分 合 計 項 目 | 金金金 | 159 両 9 両 150 両 金 | 86 匁 14 匁 71 匁 額 | 6分 9分 | 5厘 | | 考 |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 | 金 金 | 9 両 9 両 150 両 金 44 両 | 86 匁 14 匁 71 匁 額 20 匁 | 9分 3分 | 5厘 | 0 | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) | ▼ 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 金 44 両 50 両 | 86 匁 14 匁 71 匁 額 20 匁 6 匁 | 6分 9分 3分 8分 | 5 厘 5 厘 9 厘 | 0 | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) | ▼ 金 金 金 金 | 9 両 9 両 150 両 金 44 両 | 86 匁 14 匁 71 匁 額 20 匁 6 匁 16 匁 | 6分 9分 3分 8分 7分 | 5 厘 5 厘 9 厘 7 厘 | 0 | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 鞋用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) | ▼ 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 50 両 9 両 | 86 匁 14 匁 71 匁 20 匁 6 匁 16 匁 32 匁 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 | 5厘 5厘 9厘 7厘 2厘 | (1) | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) | ▼ 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 金 44 両 50 両 | 86 匁 14 匁 71 匁 額 20 匁 6 匁 16 匁 | 6分 9分 3分 8分 7分 | 5 厘 5 厘 9 厘 7 厘 | 0 | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 2 | ▼ 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 50 両 9 両 | 86 知 14 知 71 知 20 知 6 知 16 知 32 知 95 知 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 | 5厘 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 | ① (情 | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 鞋用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) | ▼ 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 50 両 9 両 | 86 匁 14 匁 71 匁 20 匁 6 匁 16 匁 32 匁 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 | 5厘 5厘 9厘 7厘 2厘 | ① (情 | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 維用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 | ▼ 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 50 両 9 両 | 86 知 14 知 71 知 20 知 6 知 16 知 32 知 95 知 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 | 5厘 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 | ① (情 | |
| 下9荷德用 <u>魯</u> 9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄·綿引当) 利金(生蝋·木綿引分) 利金 | ▼ 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 50 両 9 両 | 86 欠 14 欠 71 欠 20 欠 6 欠 16 欠 32 欠 95 欠 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 | 5厘 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 | ① (情 | |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 | ▼ 金 金 金 金 金 | 159 两 9 两 150 两 44 両 50 两 9 両 103 両 | 86 欠 14 欠 71 欠 20 欠 6 欠 16 欠 32 欠 95 欠 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 | 5厘 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 | ① (推 ② ① ① | 考 |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 維用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 ②北国二番 項 目 | 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金 | 159 両 9 両 150 両 金 44 両 50 両 9 両 103 両 46 両 | 86 欠 14 欠 71 欠 20 欠 6 欠 16 欠 32 欠 95 欠 95 欠 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 | 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 | ① (推 ② ① ① | 考 |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 ②北国二番 項 目 下9荷徳用 | ★金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 金 44 両 9 両 103 両 46 両 39 両 | 86 タ 14 タ 71 タ 20 タ 6 タ 16 タ 32 タ 95 タ 95 タ 85 タ | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 6分 | 5 厘 9 厘 7 厘 2 厘 2 厘 2 厘 | ① 嫌 ② ① ① | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 登り荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 ②北国二番 項 目 下り荷徳用 登り荷徳用 | ★金 金 金 金 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 50 両 9 両 103 両 46 両 39 両 16 両 16 両 | 86 タ 14 タ 71 タ 20 タ 16 タ 32 タ 95 タ 95 タ 85 タ 50 タ | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 6分 | 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 2厘 9厘 | ① 嫌 ② ① ① | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 登り荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 ②北国二番 項 目 下り荷徳用 登り荷徳用 | ★金 金 金 金 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 50 両 9 両 103 両 46 両 39 両 16 両 16 両 | 86 タ 14 タ 71 タ 20 タ 16 タ 32 タ 95 タ 95 タ 85 タ 50 タ 36 タ | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 6分 | 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 2厘 9厘 | ① 嫌 ② ① ① | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 登り荷米之損分 合 計 項 目 2世 | ★金 金 金 金 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 9 両 103 両 46 両 39 両 16 両 56 両 | 86 タ 14 タ 71 タ 20 タ 16 タ 32 タ 95 タ 95 タ 85 タ 50 タ 36 タ | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 6分 | 5厘 9厘 7厘 2厘 2厘 2厘 9厘 | ① 嫌 ② ① (前 | 考 |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 雑用 利金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 ②北国二番 項 目 下9寸荷徳用 登り荷徳用 合 計 | ★金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 9 両 103 両 46 両 39 両 16 両 56 両 | 86 タ 14 タ 71 タ 20 タ 16 タ 32 タ 95 タ 95 タ 85 タ 50 タ 36 タ 36 タ | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 6分 | 5 厘 9 厘 7 厘 2 厘 2 厘 8 厘 9 厘 | ① 嫌 ② ① (前 | 考 |
| 項 目 下り荷徳用 参り荷米之損分 合 計 項 目 雑用 和金(鉄・綿引当) 和金 合 計 残 金 ②北国 二番 こり荷徳用 合 計 でり荷徳用 合 計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ★金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 | 159 両 9 両 150 両 44 両 9 両 103 両 46 両 56 両 金 17 両 | 86 9 9 7 1 9 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 6分 | 5 厘 9 厘 厘 2 厘 2 厘 7 厘 7 厘 7 厘 | ① 嫌 ② ① (前 | 考 |
| 項 目 下9荷徳用 登9荷米之損分 合 計 項 目 2世 月 和金(鉄・綿引当) 利金(生蝋・木綿引分) 利金 合 計 残 金 ②北国二番 項 目 で9荷徳用 合 計 登り荷徳用 合 計 項 目 2世 月 日 で9 | 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金 | 159 两 9 两 150 两 金 44 両 9 两 103 两 46 两 39 両 16 两 56 两 金 17 両 8 两 | 86 9 9 7 1 1 4 9 9 7 1 7 1 9 9 7 9 9 5 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | 6分 9分 3分 8分 7分 2分 6分 6分 | 5 厘 9 厘 厘 2 厘 2 厘 7 厘 7 厘 7 厘 | ① 嫌 ② ① (前 | 考 |

残 金 金 22 両 29 匁 5 分 8 厘 ① 一②

| ③北国三書 | | | | | | | |
|------------|-------------|-----------|-------|----------|--------|--------------|---|
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 下り荷徳用 | 金 | 20 両 | 19 匁 | 1分 | 8厘 | | |
| 登り荷徳用 | 金 | 184 両 | 86 匁 | 6分 | 9厘 | | |
| 合 計 | 金 | 205 両 | 77 匁 | 7分 | 7 厘 | 1 | |
| | | | | | | | |
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 雑用 | 金 | 24 両 | 2 匁 | 2分 | 6厘 | | |
| 利金 | 金 | 18 両 | 42 匁 | 2分 | 2厘 | | |
| 積下り荷物元代金利息 | 金 | 11 両 | 36 匁 | 1分 | | | |
| 合 計 | 金 | 48 両 | 80 匁 | 5分 | 8厘 | 2 | |
| | | | - | | | | |
| 残 金 | 金 | 150 両 | 71 匁 | 9分 | 5厘 | ① - ② | |
| | | | | | | | |
| ④九州四番 | | | | | | | |
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 下り荷徳用 | 金 | 498 両 | 25 匁 | 8分 | 2 厘 | | |
| 登り荷(空荷) | | | | | | | |
| 승 하 | 金 | 498 両 | 25 匁 | 8分 | 2厘 | 1 | |
| | | | | | • | | |
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 雑用 | 金 | 53 両 | 93 匁 | 3分 | 5厘 | | |
| 利金(綿・米買取金) | 金 | 39 両 | 95 匁 | 2分 | | | |
| 利金(鉄買取金) | 金 | 6 両 | | 9分 | 1厘 | | |
| 利金(鉄買取金) | 金 | 5 両 | 83 匁 | 3分 | 8厘 | | |
| 숨 하 | 金 | 105 両 | 72 匁 | 8分 | 4厘 | ② | |
| **** | | | | | • | | |
| 残 金 | 金 | 392 両 | 52 匁 | 9分 | 8厘 | ①-② | |
| | | | | | | | |
| ④九州四番 | | | | | | | |
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 下り荷徳用 | 金 | 498 両 | 25 匁 | 8分 | 2 厘 | | |
| 登り荷(空荷) | | | | | | | |
| 合 計 | 金 | 498 両 | 25 匁 | 8分 | 2厘 | ① | • |
| | | | | | | | |
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 維用 | 金 | 53 西 | 93 50 | 3 分 | 5 厘 | | |
| 利金(綿・米貫取金) | | 39 両 | 95 53 | 2分 | - 1-1- | | |
| 利金(鉄買取金) | 金 | 6両 | /, | 9分 | 1厘 | | |
| 利金(鉄買取金) | 金 | 5 両 | 83 匁 | 3分 | 8厘 | | |
| 승하 | 金 | 105 両 | 72 匁 | 8分 | | 2 | |
| | 114 | 1.4.5 164 | /> | <u> </u> | · /± | | |
| 残金 | 金 | 392 両 | 52 匁 | 9分 | 8厘 | ①-② | _ |
| | | | | | | | |

第7一2表:北国壱番行上下

【下り】

| 、トリ』 『方 | | | | | |
|------------|--------------|------|-------|---------------|-------------|
| 仕入I | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
| 戌 12月 | 2日 岩国屋兵蔵 | 銑 | 300束 | 金143両38匁2分4厘 | 安兵衛買 |
| 12,5 | 1日 浜田・河内屋秀八 | 鉄 | 100束 | 金115両15匁3分9厘 | 安兵衛買 |
| | | 買方入用 | | 金36匁7分7厘 | 1駄に銀5分づつ |
| 12) | 月2日 浜田・河内屋秀八 | 鉄 | 200束 | 金233両78匁4分6厘 | |
| | | 買方入用 | | 金73匁5分4厘 | 1駄に銀5分づつ |
| 亥 1月 | 18日 長州·森福利兵衛 | 生蝋 | 800Jf | 金44両72匁6分5厘 | 正味796斤5歩 |
| 亥 1月 | 24日 浜田·河内屋秀八 | 生蝋 | 8丸 | 金39両 | 伊助買 |
| 戌 12 | 32日 新屋直三郎 | 綿 | 150本 | 金402両31匁4分2厘 | 役銀等含む・切出し分除 |
| 亥 2月 | 18日 新屋直三郎 | 操綿 | 43本 | 金120両4匁6分 | 役銀・口銭等含む |
| 亥 2月 | 14日 新屋直三郎 | 木綿 | 376反 | 金82両67匁3分1厘 | |
| | | 合 計 | | 金1182両18匁3分8厘 | 1 |

<u>売方</u>

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-------|-------------------------|----|------|--------------|-----|
| 4月12日 | 秋田·船木助左衛門 | 鉄 | 300束 | 金167両43匁8分5厘 | |
| 3月11日 | 佐渡·小木湊石見屋利兵衛 /越中屋長兵衛 | 鉄 | 90束 | 金116両62匁3分7厘 | |
| | 佐渡·小木湊石見屋利兵衛 /越中屋長兵衛 | 鉄 | 10束 | 金13両34匁2分4厘 | |
| 4月13日 | 秋田・船木助左衛門 | 鉄 | 200束 | 金279両74匁9厘 | |
| 4月12日 | 秋田·船木助左衛門 | 生蝋 | 16収 | 金98両61匁1分1厘 | |
| 3月11日 | 佐渡·小木湊石見屋利兵衛 /越中屋長兵衛 | 綿 | 37本 | 金113両57匁5分3厘 | |
| 4月9日 | 秋田·船木助左衛門 | 操綿 | 156本 | 金457両54匁 | |
| 4月9日 | 秋田·船木助左衛門 | 木綿 | 376反 | 金100両40目2分1厘 | |
| | 切出し | | | ▼金5両22匁4分7厘 | |
| - | 合 | 計 | | 金1342両4匁9分3厘 | 2 |
| | | | | | |
| | 差引 | | | 金159両86匁5分5厘 | ①-② |

【登り】

買方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-------|-----------|----|--------|--------------|----|
| 4月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 玄米 | 350₹5 | 金486両23匁7厘 | |
| 4月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 白米 | 152石5升 | 金240両81匁2分8厘 | |
| 4月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 白米 | 77石 | 金121両49匁1分2厘 | |
| 4月13日 | 秋田-船木助左衛門 | 白米 | 15石1斗 | 金23両25匁2分3厘 | |
| | 台 | 計 | | 金871両78匁7分 | ① |

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|------------|------------|----|--------------|--------------|---------|
| 5月22日 | 下関·石見屋嘉左衛門 | 白米 | 141石7斗9升 | 金247両78匁7分3厘 | |
| 5月22日 | 下関・石見屋嘉左衛門 | 白米 | 8石3斗3升 | 金14両56匁2分 | |
| 5月29日 | 下関・佐野屋熊次郎 | 白米 | 52石7斗6升4合1勺 | 金100両55匁4分4厘 | |
| 5月29日 | 下関·佐野屋熊次郎 | 白米 | 14石5升 | 金24両39匁4分5厘 | |
| 5月晦日 | 下関にて小売 | 白米 | 2石8斗7升9合7勺 | 金5両2匁9分 | |
| 6月11日 | 竹下へ積立水上手買 | 白米 | 2石8斗7升3合7勺 | 金5両2分8分9厘 | |
| 5月22日 | 下関·佐野屋熊次郎 | 玄米 | 163石7斗9升1合1勺 | 金238両75匁3分9厘 | |
| 5月23日 | 下関·佐野屋熊次郎 | 玄米 | 115石9斗6升8合5勺 | 金160郎3匁9分4厘 | |
| 6月晦日 | 長浜・冨田屋孫三郎 | 玄米 | 37石3斗8升9合 | 金56両1匁3分2厘 | |
| 6月10日 | 長浜·冨田屋孫三郎 | 濡米 | 7石1斗4升 | 金8両83匁3厘 | "-" |
| | 竹下へ蔵上 | 濡米 | 1石3斗5升 | 金1両64匁7分8厘 | |
| | <u></u> | āt | | 金862両64匁1分 | 2 |
| | | | | | |
| | 差引 | 1 | | ▼金9両14匁6分 | (n)-(2) |

11

第7-3表:北国二番行上下 【下り】 <u>買方</u>

| 2400 | | | | | |
|-------|------------|----|------|--------------|----|
| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
| 5月20日 | 下関·佐野屋熊次郎 | 鯨 | 8樽 | 金36両96匁7分2厘 | |
| 6月8日 | 長浜·冨田屋孫三郎 | 鉄 | 200束 | 金224両3匁8分5厘 | |
| 6月8日 | 長浜・冨田屋孫三郎 | 半紙 | 106箇 | 金206両62匁4分3厘 | |
| 6月8日 | 長浜·冨田屋孫三郎 | 半紙 | 32丸 | 金52両7分7厘 | |
| 5月28日 | 上野村兵衛市郎 | 鉄 | 30束 | 金31両81匁2分1厘 | |
| 5月19日 | 九日谷常右衛門·近平 | 鉄 | 100束 | 金94両85匁3分 | |
| | 合 | 計 | | 金646両30匁2分8厘 | |

売方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-------|-------------|----|------|--------------|----|
| 7月12日 | 庄内酒田·奥村七三郎 | 鯨 | 8挺 | 金33両56匁3分6厘 | |
| | 庄内酒田·奥村七三郎 | 鉄 | 111束 | 金133両65匁3分8厘 | |
| 7月12日 | 庄内酒田·奥村七三郎 | 鉃 | 87束 | 金109両9匁8分6厘 | |
| 7月12日 | 庄内酒田·奥村七三郎 | 半紙 | 43箇 | 金85両26匁9分7厘 | |
| 7月17日 | 庄内酒田·玉木屋喜三郎 | 半紙 | 47箇 | 金93両61匁2分3厘 | |
| 7月12日 | 庄内酒田·奥村七三郎 | 半紙 | 23箇 | 金43両99匁8分5厘 | |
| 7月23日 | 庄内酒田·玉木屋喜三郎 | 半紙 | 2箇 | 金5両24匁6分7厘 | |
| | 北国にて売残り船中に有 | 半紙 | 16箇 | 金33両36匁6分5厘 | |
| | 北国にて売残り船中に有 | 半紙 | 4丸 | 金5両56匁9分2厘 | |
| 7月12日 | 庄内酒田·奥村七三郎 | 鉄 | 130束 | 金141両70匁7分2厘 | |
| | 小 | 하 | | 金687両78匁6分6厘 | |
| | 切 出 | l | | ▼金1両62匁5分 | |
| | 合 | ā† | | 金686両16匁1分6厘 | |
| | | | | | |
| | 差引 | | | 金39両85匁8分8厘 | |

【登り】

買方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-----|------------|----|-------|--------------|-----|
| | 庄内酒田·奥村七三郎 | * | 1111俵 | 金609両62匁9分3厘 | |
| | 合 | 計 | | 金609両62匁9分3厘 | - " |

売方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-----|--------------|----|-------|--------------|-------|
| 8月 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 米 | 1097俵 | 金618両22匁9分7厘 | 伯州上り道 |
| | 船中切出来引当にて相渡分 | * | 14俵 | 金7両90匁1分5厘 | |
| | 合 | āì | • | 金626両13匁1分2厘 | |
| | | | | | |
| | 差引 | | | 金16両50目1分9厘 | |

買方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-------|-----------|------|--------|--------------|------|
| 8月26日 | 新屋直三郎 | 生芋 | 222俵 | 金38両74匁6分9厘 | 大根島出 |
| 8月 | 米子町·笹屋清兵衛 | 操綿 | 66本 | 金191両4匁7分3厘 | |
| 8月26日 | 新屋直三郎 | 操綿 | 27本 | 金76両91匁4分 | |
| 8月26日 | 新屋直三郎 | 木綿古手 | 33箇 | 金127両78匁3分1厘 | |
| | 北国にて売残 | 半紙 | 16箇・9丸 | 金38両93匁5分7厘 | |
| | 合 | āt | | 金473両37匁7分 | |

売方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-------|------------|-----|------|--------------|----|
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 薩摩芋 | 222俵 | 金26両39匁1厘 | |
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 綿 | 93本 | 金294両53匁6分9厘 | |
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 半紙 | 15箇 | 金35両50匁3分8厘 | |
| 8月25日 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 半紙 | 1篋 | 金2両81匁5分7厘 | |
| 8月25日 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 半紙 | 3箇 | 金4両60匁7分5厘 | |
| 9月13日 | 秋田・船木助左衛門 | 半紙 | 1箇 | 金1両42匁3分4厘 | |
| 10月 | 伯州境·新屋直三郎 | 古手 | 33箇 | 金129両1匁4厘 | |
| | 台 | 計 | | 金494両28匁7分8厘 | |

金20両91匁8厘

【登り】

買方

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-------|-----------|--------|-------------|--------------|----|
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 米 | 54石8斗4升1合 | 金74両8匁9分2厘 | |
| 9月13日 | 秋田・船木助左衛門 | 米 | 62石3斗 | 金82両44匁2分 | |
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | * | 181石2斗 | 金241両9匁6分9厘 | |
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | * | 97石4斗9升2合5勺 | 金131両37匁3厘 | |
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 古米 | 39石1斗1升6合 | 金54両9匁5分4厘 | |
| 9月13日 | 秋田·船木助左衛門 | 大豆·古大豆 | 102石3斗7升8合 | 金131両41匁2分5厘 | |
| | 合 | 計 | | 金714両50目6分3厘 | |

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|--------|-------------|--------|-------------|--------------|----|
| 10月 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 大豆·古大豆 | 97石9斗7升1合 | 金183両82匁4分 | |
| 10月 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 米 | 169石8斗 | 金294両23匁3分6厘 | |
| 10月 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 米 | 200石1升 | 金351両16匁2分6厘 | |
| 10月 | 伯州境湊·新屋直三郎 | * | 97石4斗9升2合5勺 | 金131両37匁3厘 | |
| 10月24日 | 水主共に売 | 古米 | 12石7斗1升6合 | 金22両90目8分2厘 | |
| 11月23日 | 温泉津・木津屋平左衛門 | 米 | 23石1斗2升 | 金45匁53匁6分5厘 | |
| 11月18日 | 温泉津にて小売 | 古米 | 8斗6升7合 | 金1両70目8分5厘 | |
| | 合 | 計 | | 金899両37匁3分2厘 | |
| | | | | • | |
| | 差引 | | · | 金184両86匁6分9厘 | |

第7ー5表:四番九州行 【下り】 <u>買方</u>

| 仕入日 | 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|--------|-------------|----|--------------|---------------|-------------|
| 10月 | 米子·笹屋清兵衛 | 操綿 | 156本 | 金507両87匁9分5厘 | |
| 10月21日 | 大崎村·問屋徳四郎 | 操綿 | 30本 | 金100両30匁8分2厘 | |
| 10月 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 操綿 | 121本 | 金388両70目5分3厘 | |
| 10月 | 伯州境湊·新屋直三郎 | 米 | 137石3斗4升7合5勺 | 金251両60匁9厘 | 庄内米 |
| 12月 | 富田屋 | 鉄 | 200束 | 金243両7匁6分9厘 | 河野直三郎鉄 |
| 8月 | (浜原村)·赤名屋庄助 | 鉄 | 120束 | 金125両18匁5分4厘 | 10月温泉津木津屋積入 |
| | 合 | 計 | | 金1616両76匁7分3厘 | |

売方

| 取引先 | 商品 | 数量 | 代金 | 備考 |
|-------------|--|---|--|--|
| 温泉津·木津屋平左衛門 | 米 | 132石8斗2升8合5勺 | 金263両49匁7分2厘 | |
| 温泉津にて小売 | 米 | 1石3斗4升 | 金2両66匁5分3厘 | |
| 温泉津·木津屋平左衛門 | 操綿 | 40本 | 金157両5匁5分5厘 | |
| 黒松·岩国屋 | 操綿 | 50本 | 金189両52匁3分9厘 | |
| 長崎·石見屋善右衛門 | 操綿 | 217本 | 金1044両1匁5分4厘 | |
| 平戸多助·松本源市 | 鉄 | 242束 | 金373両19匁1分2厘 | |
| 九州にて不捌船残 | 鉄 | 70 | 金85両7匁7分 | 子北国行の荷へ |
| 合 | 計 | | 金2115両2匁5分5厘 | |
| | 温泉津・木津屋平左衛門 温泉津にて小完 温泉津・木津屋平左衛門 黒松・岩国屋 長崎・石見屋善右衛門 平戸多助・松本源市 九州にて不捌船残 | 温泉津・木津屋平左衛門 米 温泉津にて小売 米 温泉津・木津屋平左衛門 操綿 黒松・岩国屋 操綿 長崎・石見屋善右衛門 操綿 平戸多助・松本源市 鉄 九州にて不捌船残 鉄 | 温泉津・木津屋平左衛門 米 132石8斗2升8合5勺 温泉津にて小売 米 1石3斗4升 温泉津・木津屋平左衛門 操綿 40本 黒松・岩国屋 操綿 50本 長崎・石見屋善右衛門 操綿 217本 平戸多助・松本源市 鉄 242束 九州にて不捌船残 鉄 70 | 温泉津・木津屋平左衛門 米 132石8斗2升8合5勺 金263両49匁7分2厘 温泉津にて小売 米 1石3斗4升 金2両66匁5分3厘 温泉津・木津屋平左衛門 操綿 40本 金157両5匁5分5厘 黒松・岩国屋 操綿 50本 金189両52匁3分9厘 長崎・石見屋善右衛門 操綿 217本 金1044両1匁5分4厘 平戸多助・松本源市 鉄 242束 金373両19匁1分2厘 九州にて不捌船残 鉄 70 金85両7匁7分 |

| 差引 | 金498両25匁8分2厘 | |
|----|--------------|--|

第8-1表:安政4年の勘定明細

| 人似走 | | | | | | | |
|-----------------|---|-------|------|----|------------|---|---|
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 壱番秋田上下徳用 | 金 | 80 両 | 17 匁 | 5分 | | | |
| 弐番本庄酒田上下徳用 | 金 | 39 両 | 9 匁 | 7分 | 1 厘 | | |
| 三番新潟上下徳用 | 金 | 52 両 | 18 匁 | 6分 | 9 厘 | | |
| 四番九州上下 | 金 | 40 両 | 32 匁 | 6分 | 6 厘 | | |
| 숨 하 | 金 | 212 両 | 48 匁 | 5分 | 6 厘 | ① | |
| | | | | | | | |
| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
| 苧·竹木·塩築手前積入物代 | 金 | 9 両 | 30 匁 | 8分 | 6 1 | | |

| 項目 | | 金 | 額 | | | 備考 |
|---------------|---|-------|------|----|-----|------------|
| 苧·竹木·塩等手前積入物代 | 金 | 9 両 | 30 匁 | 8分 | 6厘 | |
| 船頭水主7人分給金 | 金 | 21 両 | 41 匁 | 6分 | 7厘 | |
| 合 計 | 金 | 30 両 | 72 匁 | 5分 | 3 厘 | 2 |
| | | | | | | |
| 残 金 | 金 | 181 両 | 76 匁 | | 3 厘 | ①-② |

①壱番秋田上下

| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
|----------|---|-------|------|----|-----|-----|---|
| 積下り物売買徳用 | 金 | 27 両 | 6匁 | 3分 | 7厘 | | |
| 積登り荷売買徳用 | 金 | 95 両 | 99 匁 | 7分 | 6 厘 | | |
| <u> </u> | - | 123 面 | 6 久 | 1分 | 3 厘 | (f) | |

| 項目 | 1 | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
|---------|---|-------|------|----|-----|------------------|-----|
| 利足金(為替) | 金 | 7 両 | 82 匁 | 5分 | 3厘 | | |
| 11 | | 6 両 | 7 匁 | 5分 | 3 厘 | | |
| 11 | | 2 両 | 22 匁 | 9分 | | | |
| 11 | T | 4 両 | 5 匁 | 2分 | 3厘 | | |
| μ | | | !2 匁 | 8分 | | [| |
| 小 計 | | 20 両 | 30 匁 | 9分 | 9 厘 | 2 | |
| 雜用 | | 22 両 | 57 匁 | | | 3 | |
| 숨 計 | 金 | 42 苘 | 88 匁 | 6分 | 3 厘 | ②+③ : | =4) |
| 残 金 | 金 | 181 両 | 76 久 | | 3厘 | (1)- (4) | |

②弐番本庄酒田上下

| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
|----------|---|------|------|----|-----|---|---|
| 積下り物売買徳用 | 金 | 6両 | 21 匁 | 6分 | 5 厘 | | |
| 積登り荷売賞徳用 | 金 | 65 両 | 82 匁 | 6分 | 5 厘 | | |
| 合 計 | 金 | 72 両 | 4 匁 | 3分 | _ | ① | |

| 項目 | | 金 | 額 | | | 備 | 考 |
|---------|---|------|------|----|-----|------------|----|
| 利足金(為替) | 金 | 1両 | 91 匁 | 1分 | 3厘 | | |
| 11 | 金 | 4 両 | 80 匁 | | | | |
| 11 | 金 | 4 両 | 6 匁 | 4分 | | | |
| 小 計 | 金 | t0 両 | 77 匁 | 5分 | 5 厘 | | |
| 雑用 | 金 | 17 | 16 匁 | 4分 | 3 厘 | | |
| 雑用 | 金 | 5 両 | 6 匁 | 6分 | 1厘 | 2 | |
| 小計 | 金 | 22 両 | 17 匁 | | 4厘 | 3 | |
| 合 計 | 金 | 32 両 | 94 匁 | 5分 | 9厘 | 2+3: | =4 |
| | | | · | | | | |
| 残 金 | 金 | 39 両 | 9 匁 | 7分 | 1厘 | ①-④ | |

| 項 目 | <u>金額</u> 備考 |
|--|-------------------------------|
| 積下り物売買徳用 | 金 47両 93匁 9分 5厘 |
| <u>積登り荷売買徳用</u> | 金 25 両 88 匁 7 分 2 厘 |
| 合 計 | 金 73 両 82 匁 6 分 7 厘 ① |
| | |
| 項目 | 金額 備考 |
| 利足金(為替) | 金 10 両 88 匁 8 分 |
| 雑用 | 金 12両 45匁 4分 2厘 |
| ." | ▼ 金 〔 両 62 匁 3 分 6 厘 |
| 小計 | 金 10 両 77 匁 5 分 5 厘 ③ - ④ = ⑤ |
| 合 計 | 金 21両 71匁 8分 6厘 ②+⑤=⑥ |
| | |
| 残 金 | 金 52 両 18 匁 6 分 9 厘 ① - ⑥ |
| | |
| ④四番九州上下 | |
| 項目 | 額備考 |
| 7411 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |

| 項目 | 額 | | | | | 備 | 考 |
|----------|---|------|------|----|----|----------|---|
| 積下り物売買徳用 | 金 | 11 両 | 84 匁 | 6分 | | <u> </u> | |
| 積登り荷売買徳用 | 金 | 75 両 | 8 匁 | 8分 | 5厘 | | |
| 合 計 | 金 | 86 両 | 93 匁 | 4分 | 4厘 | 1 | |

| 項目 | 額 | | | | | 備考 |
|------------|------|------------|------|----|-----|-------|
| 利足金(為替) | 金 | 2 両 | 34 匁 | | 5厘 | |
| // | 金 | 4 両 | 96 匁 | 9分 | 4厘 |] |
| И | 金 | 6両 | | | | 1 |
| 小 計 | 4 | 15 juj | 30 匁 | 9分 | 9 厘 | 2 |
| 雑用 | 金 | 31 両 | 29 匁 | 7分 | 9厘 | (3) |
| 숨 計 | 金 | 46 両 | 60 匁 | 7分 | 8厘 | ②+③=④ |
| 残 金 | 金 | 40 両 | 32 匁 | 6分 | 6 厘 | 10-4 |
| 出典:安政4年「住吉 | 丸勘定帳 | ៀ竹下 | 家文書 | | | |